
**第8次ひたちなか市行財政改革大綱
平成29年度実績報告書
及び平成30年度実施計画書**

平成30年7月

ひたちなか市行政改革推進本部

目 次

1	第8次ひたちなか市行財政改革大綱	
	平成29年度実績及び平成30年度実施計画の概要	1
(1)	平成29年度実績の概要	1
①	達成状況	1
②	行財政改革大綱に掲げる取組を完了した課題	2
③	行財政改革の効果	3
(2)	平成30年度実施計画の概要	4
①	重点事項別改革課題数	4
②	部会別改革課題数	4
2	重点事項別改革課題一覧	5
3	部会別改革課題一覧	7
4	重点事項別実績報告及び実施計画	9
	重点事項1 市民との協働によるまちづくりを推進するための改革	9
	重点事項2 家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革	29
	重点事項3 自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革	33
	重点事項4 市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革	55
	重点事項5 効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革	75

1 第8次ひたちなか市行財政改革大綱

平成29年度実績及び平成30年度計画の概要

本市では、平成28年度から平成30年度までの3カ年を推進期間とする、第8次ひたちなか市行財政改革大綱を策定し、「市民との協働によるまちづくりを推進するための改革」、「家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革」、「自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革」、「市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革」、「効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革」の5つの重点事項を掲げ、行財政改革を推進している。

(1) 平成29年度実績の概要

① 達成状況

重点事項	項目数	平成29年度計画の達成状況		
		A	B	C
市民との協働によるまちづくりを推進するための改革	13	5	7	1
家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革	3	2	1	0
自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革	18	16	2	0
市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革	12	8	4	0
効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革	11	5	6	0
合 計	57	36	20	1

※平成29年度計画の達成状況欄は、進捗の度合いに応じて次のように区分する。

区 分	基 準
A	● 計画に沿って事業を実施し、目標を概ね達成することができた
B	● 当該年度中には完了しなかったが、間もなく完了する ● 計画に沿って事業を実施したが、目標を若干下回った
C	● 計画の大部分を実施できなかった ● 計画に沿って事業を実施したが、目標を大きく下回った

② 行財政改革大綱に掲げる取組を完了した課題

○補助金等の見直し

平成 19 年度から設置した「ひたちなか市補助金等審査委員会」の意見に基づいて平成 28 年度までに見直した補助金は、廃止が 30 件、縮減が 46 件であり、その削減効果額は 7,154 万円にのぼる。平成 24 年度以降は、廃止意見が付された補助金はなく、現存する補助金等について一定の見直しが終了した。今後は、毎年度行う予算査定において妥当性を判断する。

○那珂湊支所庁舎の建設

那珂湊支所新庁舎の建設が完了し、平成 30 年 4 月から供用開始した。新しい庁舎には、津波監視モニター、非常用井戸を設置し、防災機能の強化を図ったほか、自治会等への貸出も行う会議室や、地域の歴史・市民活動等について展示するスペースを設置し、市民に親しまれる庁舎を目指す。

○公共施設の再配置・長寿命化の推進（勝田駅周辺の中心市街地における公共施設の再配置）

設置から 50 年前後が経過し老朽化した生涯学習センターと青少年センターは、平成 29 年 10 月に開設した「子育て支援・多世代交流施設」に移転し、その機能を集約した。また、この施設は、子育て支援センター機能を併せもち、世代を超えた幅広い交流活動の推進を図り、人が行き交い賑わいを創出する拠点として活用する。

○土地区画整理事業の見直し（武田地区、東部第 2 地区、船窪地区）

市内 7 地区で施行中の土地区画整理事業については、長引く地価の低迷により保留地価格が下落して、事業の採算がとれないことから、事業計画の抜本的な見直しに取り組んできた。武田地区、東部第 2 地区、船窪地区については、平成 29 年度の取組みをもって事業の見直し作業が完了し、事業期間の短縮と事業費の縮減が図られた。六ッ野地区と東部第 1 地区の事業見直しはすでに完了しているため、これまでに 5 地区の見直し作業が完了した。

③ 行財政改革の効果

平成 29 年度の取組による効果のうち、歳入の増加、歳出の削減などその効果を金額で示すことができるものは以下のとおりである。

改革課題		取組の概要	財政効果額
ひたちなか市民債の発行		住民参加型の市場公募債「ひたちなか市民債」総額 3 億円を、利率 0.20% で発行した。銀行借入 (0.524%) と比較して、一括償還までの 5 年間の利払いを抑制した。	441 万円
市有財産の有効活用と売却		将来的に公共の目的で使用する予定がなくなった土地 5 件 (8 筆合計 847.48 m ²) を売却し、自主財源の確保と維持管理費の軽減を図った。	1,488 万円
市税収納率の向上	不動産会場公売	8 件の差押物件について公売予告をした結果、6 件が完納、2 件は一部納付があった。	667 万円
	搜索の実施	64 件のうち 52 件については、搜索の予告後に納付があった。12 件については納付がなかったため搜索を実施し動産の差押を実施した。	2,954 万円
土地区画整理事業の見直し	武田地区	現道を活かした「やわらかい区画整理」を取り入れ家屋移転戸数を減らすことなどにより工期や事業費の圧縮を図った。	26 億円
	東部第 2 地区	現道を活かした「やわらかい区画整理」を取り入れ家屋移転戸数を減らすとともに、地区内に点在する雨水調整池を集約化するよう計画を見直し工期や事業費の圧縮を図った。	60 億円
	船窪地区	和田町常陸海浜公園線とひたちなか海浜鉄道湊線の立体交差から平面交差への見直しや、斜面地・軟弱地盤エリアを公園や緑地などへ見直したことで事業費の圧縮を図った。	36 億円
平成 29 年度財政効果額計			122 億 5,550 万円

(2) 平成30年度実施計画の概要

① 重点事項別改革課題数

重点事項	課題数
市民との協働によるまちづくりを推進するための改革	13
家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革	3
自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革	15
市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革	12
効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革	8
合 計	51

② 部会別改革課題数

部会	課題数
企画部会	6
総務部会	8
市民生活部会	6
福祉部会	6
経済環境部会	8
建設部会	6
都市整備部会	3
水道部会	4
教育委員会部会	5
合 計	52

※「子ども子育て支援の推進」については、福祉部会と教育委員会部会にまたがる課題であるため、重点事項別と部会別の課題数に差が生じている。

2 重点事項別改革課題一覧

No.	改革課題名称	担当課	達成状況
(1) 市民との協働によるまちづくりを推進するための改革			
1	自立と協働のまちづくりの推進	市民活動課	B
2	空き家対策の推進	市民活動課	A
3	集会所の地域移管と集会所としての空き家の活用	市民活動課	B
4	審議会等委員の女性委員の登用	女性生活課	B
5	災害時の避難行動要支援者制度の充実	生活安全課	A
6	ひたちなか市エコオフィス計画の推進	環境保全課	B
7	ひたちなか市の環境を良くする会支援	環境保全課	B
8	ごみ減量化事業の推進	廃棄物対策課	A
9	障害者就労施設等への業務の発注と物品購入の推進	障害福祉課	A
10	勝田駅周辺を中心市街地における商業活性化等の推進	商工振興課	B
11	海水浴場の運営支援	観光振興課	C
12	漁業従事者の確保・育成事業の推進	水産課	B
13	河川除草の地域参画による協働事業の推進	河川課	A
(2) 家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革			
1	「家族の絆・地域の絆」でつながるまちづくりの推進	市民活動課	A
2	元気アップ事業の推進	健康推進課	A
3	小地域ネットワーク事業の推進	高齢福祉課	B
(3) 自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革			
1	ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進	企画調整課	A
2	公共施設の再配置・長寿命化の推進（勝田駅周辺を中心市街地における公共施設の再配置）	生涯学習課	A
3	ひたちなか市民債の発行	財政課	A
4	補助金等の見直し	財政課	A
5	公共施設等の維持管理費の最適化	財政課 施設担当課	A
6	市有財産の有効活用と売却	管財課	B
7	那珂湊支所新庁舎の建設	管財課	A
8	市税収納率の向上	収税課	A
9	公共施設の長寿命化の推進（橋梁）	道路管理課	A
10	市営住宅使用料の徴収率の向上	住宅課	A
11	公共施設の長寿命化の推進（市営住宅）	住宅課	A
12	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金（分担金）徴収率の向上	下水道課	A
13	下水道接続率の向上	下水道課	B
14	公共施設の長寿命化の推進（公園施設）	公園緑地課	A
15	耐震性の低い配水管の更新	工務課	A
16	水道料金徴収率の向上	業務課	A
17	水道施設の更新	工務課	A
18	学校施設の施設整備計画の推進	施設整備課	A

No.	改革課題名称	担当課	達成状況
(4) 市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革			
1	公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）	企画調整課	A
2	公共交通体系の確立（ひたちなか海浜鉄道支援）	企画調整課	A
3	旧那珂湊第二高等学校の利活用	企画調整課	A
4	行政手続の電子化と市民に役立つ情報提供の推進	情報政策課	B
5	救急医療及び地域医療体制の充実（医師確保支援事業）	健康推進課	A
6	発達障害支援事業（みんなのみらい支援室）の推進	障害福祉課	A
7	子ども子育て支援の推進	児童福祉課 教育委員会	A
8	耕作放棄地の解消	農政課	B
9	災害時の応急給水体制の強化	水道事業所	B
10	小・中学校の規模及び配置の適正化	教育委員会	A
11	放課後学童クラブ運営の充実	青少年課	B
12	中央図書館の建替えによる機能向上	中央図書館	A
(5) 効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革			
1	情報セキュリティ対策の更なる強化	情報政策課	B
2	人材育成の推進	人事課	A
3	人事評定制度の確立	人事課	B
4	簡素で効率的な組織の構築	人事課	B
5	マイナンバー制度の活用による行政手続の効率化	人事課	B
6	ホテルニュー白亜紀における事業効果の向上及び持続可能な運営	観光振興課	A
7	土地区画整理事業の見直し（佐和駅東地区）	区画整理一課	B
8	土地区画整理事業の見直し（武田地区）	区画整理一課	A
9	土地区画整理事業の見直し（東部第2地区）	区画整理二課	A
10	土地区画整理事業の見直し（阿字ヶ浦地区）	那珂湊地区土地 区画整理事務所	B
11	土地区画整理事業の見直し（船窪地区）	那珂湊地区土地 区画整理事務所	A

◆「達成状況」は平成29年度実施計画の達成度を表す。

3 部会別改革課題一覧

No.	改革課題名称	担当課	達成状況
(1) 企画部会			
1	ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進	企画調整課	A
2	公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）	企画調整課	A
3	公共交通体系の確立（ひたちなか海浜鉄道支援）	企画調整課	A
4	旧那珂湊第二高等学校の利活用	企画調整課	A
5	行政手続の電子化と市民に役立つ情報提供の推進	情報政策課	B
6	情報セキュリティ対策の更なる強化	情報政策課	B
(2) 総務部会			
1	ひたちなか市民債の発行	財政課	A
2	補助金等の見直し	財政課	A
3	公共施設等の維持管理費の最適化	財政課 施設担当課	A
4	市有財産の有効活用と売却	管財課	B
5	那珂湊支所新庁舎の建設	管財課	A
6	市税収納率の向上	収税課	A
7	人材育成の推進	人事課	A
8	人事評定制度の確立	人事課	B
9	簡素で効率的な組織の構築	人事課	B
10	マイナンバー制度の活用による行政手続の効率化	人事課	B
(3) 市民生活部会			
1	自立と協働のまちづくりの推進	市民活動課	B
2	空き家対策の推進	市民活動課	A
3	集会所の地域移管と集会所としての空き家の活用	市民活動課	B
4	審議会等委員の女性委員の登用	女性生活課	B
5	災害時の避難行動要支援者制度の充実	生活安全課	A
6	「家族の絆・地域の絆」でつながるまちづくりの推進	市民活動課	A
7	公共施設の再配置・長寿命化の推進（勝田駅周辺を中心市街地における公共施設の再配置）	生涯学習課	A
(4) 福祉部会			
1	障害者就労施設等への業務の発注と物品購入の推進	障害福祉課	A
2	元気アップ事業の推進	健康推進課	A
3	小地域ネットワーク事業の推進	高齢福祉課	B
4	救急医療及び地域医療体制の充実（医師確保支援事業）	健康推進課	A
5	発達障害支援事業（みんなのみらい支援室）の推進	障害福祉課	A
6	子ども子育て支援の推進	児童福祉課 教育委員会	A

No.	改革課題名称	担当課	達成状況
(5) 経済環境部会			
1	ひたちなか市エコオフィス計画の推進	環境保全課	B
2	ひたちなか市の環境を良くする会支援	環境保全課	B
3	ごみ減量化事業の推進	廃棄物対策課	A
4	勝田駅周辺の中心市街地における商業活性化等の推進	商工振興課	B
5	海水浴場の運営支援	観光振興課	C
6	漁業従事者の確保・育成事業の推進	水産課	B
7	耕作放棄地の解消	農政課	B
8	ホテルニュー白亜紀における事業効果の向上及び持続可能な運営	観光振興課	A
(6) 建設部会			
1	河川除草の地域参画による協働事業の推進	河川課	A
2	公共施設の長寿命化の推進（橋梁）	道路管理課	A
3	市営住宅使用料の徴収率の向上	住宅課	A
4	公共施設の長寿命化の推進（市営住宅）	住宅課	A
5	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金（分担金）徴収率の向上	下水道課	A
6	下水道接続率の向上	下水道課	B
(7) 都市整備部会			
1	公共施設の長寿命化の推進（公園施設）	公園緑地課	A
2	土地区画整理事業の見直し（佐和駅東地区）	区画整理一課	B
3	土地区画整理事業の見直し（武田地区）	区画整理一課	A
4	土地区画整理事業の見直し（東部第2地区）	区画整理二課	A
5	土地区画整理事業の見直し（阿字ヶ浦地区）	那珂湊地区土地 区画整理事務所	B
6	土地区画整理事業の見直し（船窪地区）	那珂湊地区土地 区画整理事務所	A
(8) 水道部会			
1	耐震性の低い配水管の更新	工務課	A
2	水道料金徴収率の向上	業務課	A
3	水道施設の更新	工務課	A
4	災害時の応急給水体制の強化	水道事業所	B
(9) 教育委員会部会			
1	学校施設の施設整備計画の推進	施設整備課	A
2	子ども子育て支援の推進	教育委員会 児童福祉課	A
3	小・中学校の規模及び配置の適正化	教育委員会	A
4	放課後学童クラブ運営の充実	青少年課	B
5	中央図書館の建替えによる機能向上	中央図書館	A

4 重点事項別実績報告及び実施計画

重点事項1 市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

1 自立と協働のまちづくりの推進

(市民生活部市民活動課)

平成 29 年度実績 (達成状況：B)

○自立と協働のまちづくり基本条例の普及啓発及びまちづくり活動への支援

- 条例の啓発や普及を図り、協働のまちづくりをテーマにした市民活動フォーラムの開催やまちづくり活動、地域コミュニティ組織の情報などを掲載するまちづくりニューズレターの発行等を行った。さらに、地域活動や市民活動に関わる人材の育成を目的とした講座等を開催した。また、市民活動団体の情報を集めたポータルサイトである市民活動サポートバンクで市民活動に関わる人材や団体、講座・イベント等の情報提供を行いまちづくり活動の支援に努めた。

○まちづくり市民会議

- 中学校区を単位とするコミュニティ組織に設置されるまちづくり市民会議においては、各地域の特性に応じた様々なテーマ・課題についての協議及び活動が行われている。
- 平成 29 年度は、全てのコミュニティ組織に共通した課題として、地域活動の担い手が減少している状況を踏まえ、市民会議をより自立的・継続的なものとするため、活動の主体であるコミュニティ組織や自治会の役員を対象として「地域での人材発掘・育成についての講演会」を開催した。講演会においては、他の地域の事例が紹介され、参加者は自分たちの地域が直面する課題を解決するためのヒントを学ぶことができた。

○コミュニティ組織及びコミュニティ施設の運営に関する相談等の支援

- コミュニティ組織連絡協議会の事務局長会議等は、他のコミュニティとの情報共有や意見交換を行う貴重な機会となっている。
- 平成 29 年度は、施設の利便性向上を図るため、他の施設等を参考にし、コミュニティセンターの使用料や申込み方法などの見直しの必要性について意見交換を実施した。結果としては各センター間で意見の相違があり、現状維持となったが、全てのコミュニティセンターの運営に共通する事項については、引き続き慎重に協議・検討することとした。

○市民憲章の普及啓発

- 市民憲章精神の一層の普及と高揚を図るため、また、子どもたちに市やまちづくりへの関心を深めてもらうため、市民憲章をテーマとした書道作品を市内小中学生から募集した。
- 応募があった1,554点の作品については、「ふぁみりこらぼ」において市民憲章書道作品展として展示した。

【市民憲章書道作品展の様子】



○自治会連合会

- 自治会運営の健全化や地域活動を継続するための人材発掘、協働の担い手育成に向けた取組として、市内に83ある自治会の自治会長及び役員を対象とした「将来に向けた自治会運営のあり方」事業を3部構成（リーダー研修会、地域での人材発掘・育成講演会、自治研修懇話会）で実施し、自治会運営の重要性の再認識を促すとともに、自治会が抱える問題点の共有に努めた。
- 将来の地域活動の担い手となる人づくりの推進を目的に、中学生を対象とした自治会活動推進標語の募集を実施した。市内9つの中学校から、1,117点の作品の応募があり、最優秀作品は「ひろげよう 人とつながる 地域の輪」であった。啓発物への掲載やひたちなか市産業交流フェアで展示することで、多くの市民に対し自治会活動や地域交流を啓発する効果があった。

【最優秀賞】

ひろげよう 人とつながる 地域の輪

【優秀賞】

世代越え 交わす笑顔で 町づくり

あいさつで つながる地域の 笑顔の輪

増やそうよ 地域のふれあい 支え合い ほか16点

- 各地区で開催されるコミュニティまつりでは、新たな取組として中学生の標語作品とあわせて自治会活動や自治会長メッセージを掲載した「わたしのまちの自治会紹介」を展示することで、より自治会を身近に感じてもらうとともに、地域活動への理解と自治会加入促進を図った。

平成 30 年度実施計画

○協働の推進

- ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例がより多くの市民に理解され親しまれるため、引き続き多くの機会において普及活動を行うほか、地域活動や市民活動に関わる人材の育成やその支援に努める。
- まちづくり市民会議については、地域の状況や特性に応じた課題の設定や、課題解決に向けた効率的な会議運営を地域の方々と協議しながら支援し、各コミュニティにおける市民会議のさらなる活性化に努める。また、引き続き市民会議の取組状況を庁内で情報共有し、各市民会議が扱っているテーマや課題に関係する各課職員の市民会議への参加等も必要に応じて行う。
- コミュニティ組織及びコミュニティ施設の運営については、これまでと同様に運営の主体である地域と、情報共有や意見交換を行ないながら支援していく。また、施設の利用基準の改善等についても引き続き検討する。

○自治会連合会

- 将来の地域活動の担い手となる人づくりの推進については、平成 29 年度は中学生を対象とした標語の募集を実施したが、広く市民に自治会や地域活動を身近に感じてもらうため、平成 30 年度は小学生を対象とした絵画ポスターを募集する。
- 応募されたポスターの中から優秀なものについて産業交流フェアや各コミュニティセンターへ展示を行う。
- 自治会活動の根幹となる自治会加入者の促進や中途脱退者をつなぎとめるための対策、自治会活動担い手の育成、自治会運営費用など、自治会を取り巻く諸課題について、引き続き、自治会連合会との連携を図りながら自治会活動支援の在り方を協議していく。
- 各地域の集会所に自治会加入促進を P R するのぼり旗を設置し、自治会活動についての啓発を行い、自治会加入の促進に努める。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○適正な管理がなされていない空き家等の所有者特定及び指導

- 所有者特定業務については、相続人が複数存在するなど複雑なケースが多く、これらについては、登記簿等の取得・課税情報の確認や、市民課・全国各市町村より戸籍や住民票を取得（301 件）し特定作業を行っている。また、相続放棄案件については、家庭裁判所に相続放棄の有無について照会（8 件）を行い確認しているところである。
- 平成 29 年度は、適正に管理がなされていない空き家等 147 件に指導し、そのうち 36 件は解体などの解決に至り、50 件は補修や除草など是正がなされた。
- 「特定空家等^{*}」に認定された 1 件については、相続人が全員相続放棄されていることから、特措法に基づく略式代執行^{*}を行った。略式代執行にあたっては、協議会や関係団体・関係課と綿密なる協議・調整をし、他法令との比較検証や法令を遵守し、迅速かつ適正な各種手続きを行い、跡地の措置の方針（費用回収など）については、協議会において専門家に意見を聞くなど、最良な手段を協議しているところである。
- 「管理不全空家^{*}」については、市に登録のある空き家等のうち、危険性の高いものから順次、危険度調査を行い、協議会や関係課と調整しながら認定作業を進めている。平成 28 年度（16 件）、平成 29 年度（7 件）に認定した「管理不全空家」へ指導を行い、そのうち 6 件が解決、7 件が一部是正されたところである。

○空き家の情報収集・管理及び連携体制整備

- 空き家情報については、各機会・媒体を通して行う啓発により、市民、自治会等からの通報件数が増加しており、また、消防本部や水道事業所などからの情報提供、空家等対策推進室独自の調査により平成 29 年度は 94 件の新規登録があった。
- 現在、市で把握する空き家数は 472 件となっている。これらの空き家は、課税情報・住民基本台帳・水道情報・現地調査等により空き家であることの確認をするとともに、所有者が死亡している場合などは相続人情報を収集し管理者を特定している。さらに、空き家の状態を把握するため、毎年 1 回、一斉調査を実施し経過観察を行っているところである。これら情報の管理については、Excel 等で個別ファイルを作成していたが、平成 29 年度においてデータ管理システムを導入し、GIS 情報とともに情報を集約した。
- 危険空き家の通報は、空家等対策推進室が窓口となり、その危険度や危険箇所により関係課に割振り対応しているところであるが、データ管理システムを推進室（4 台）・建築指導課（1 台）・環境保全課（1 台）を導入したため、各課で閲覧、経過入力などが可能となった。今後は、迅速かつ円滑なる対応が見込まれる。

※特定空家等…そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であったり、衛生上有害となる状態であり、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家。

※略式代執行…倒壊等の恐れがある特定空家等に認定された建物について、その所有者が修繕・除却など必要な措置を行うべき指導・勧告・命令に従わない場合や、必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合に、周辺住民の安全確保のため市町村が自ら必要な措置を行うこと。

※管理不全空家…特定空家等には該当しないが適正な管理がされていない状態の空き家。

○「空家等対策計画」に基づく具体的施策の検討及び実施

- 市報やホームページ、および所有者への助言時など様々な機会・媒体を通し継続して空き家の適正管理・増加抑制のための周知・啓発活動を行っているが、平成 29 年度からは、都市計画税・固定資産税の納税通知書に啓発リーフレット（約 60,000 部）を同封し、啓発や宅建協会等関係団体の問い合わせ先掲載を行った。その結果、推進室や宅建協会等に、空き家となっている家屋を売りたい・貸したいという内容の相談・問合せが多くあり、一定の効果があつたものと考えられる。
- 平成 28 年度と同様、平成 29 年度も弁護士や宅建業協会などの専門家による無料相談会を平成 30 年 2 月 4 日に実施したが、参加者が 2 名と少なかった。今後は、実施時期など効果的に行うことができる手法を検討する必要がある。
- 集会所・サロンへの転用に対する支援策については、主体となる市民活動課、社会福祉課と、現況や課題について協議中である。
- その他の支援策（固定資産税の住宅用地特例解除の免除、解体費補助など）についても、関係課と調整を図り検証する必要があるが、適正に管理されていない空き家の対策に追われ、十分に協議・検討できていないのが現状である。

○関係機関・自治会との連携体制整備

- 消防・警察・自治会とは、「特定空家等」「管理不全空家」の情報を共有し、防犯パトロールや緊急時等の連携した対応を調整済みであり、位置情報を提供した。
- 水道事業所とは、平成 29 年度、空き家において大寒波による漏水事故が多発したため、事故のあつた空き家については連携して対応したところであり、今後は、空き家の情報を共有する方向で調整を進めている。
- 自治会には、自治会連合会総会など各機会を通して情報提供の協力を求めている。

○「空家等対策推進協議会」の運営

- 平成 29 年度は 4 回開催し、「特定空家等」の認定、「特定空家等」の措置の方針（略式代執行）、有効活用策について協議を行い、活発な意見交換がなされた。

平成 30 年度実施計画

○適正な管理がなされていない空き家等の所有者特定及び指導

- 適正な管理がなされていない空き家等については、所有者等調査を迅速に進め特定し、助言・指導を行う。
- 危険性の高い空き家については、「特定空家等」「管理不全空家」に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法、ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例に基づく指導・勧告・命令等を行い、指導に従わない場合は行政代執行を行う。また、災害時などの緊急時には必要最低限の応急措置を実施する。
- 「行政代執行」「緊急安全措置」については、関係法令の詳細確認や関係課との調整などを行い、適正かつ迅速に行うことができるようその手法や体制を確立する。
- 「略式代執行」を行った案件について、解体費用の回収や今後の跡地管理などの措置について、協議会や関係機関と協議・検討し、最も有効な手法を定め処理を進める。

○空き家の情報収集・管理及び連携体制整備

- 空き家の情報については、市民や自治会に呼びかけるとともに、消防や関係課との連携などにより、継続して収集に努める。
- データ管理システムの運用について、関係課と綿密な調整を行い、情報交換を円滑に行うことができる管理体制を確立する。
- 庁内関係課との連携体制は、推進室の体制も含め、役割分担や人員配置などを再度検証して組織体制を構築する。

○「空家等対策計画」に基づく具体的施策の検討及び実施

- 周知・啓発活動の推進及び相談体制整備については、これまでの取組に加え、有効的な機会・媒体を通じた周知・啓発活動や相談体制の整備を行う。
- 集会所・サロンへの転用に対する支援策については、主体となる市民活動課，社会福祉課において、現況や課題，支援の必要性について，アンケート調査や先進地事例の調査などを行い，空き家対策としてどのような支援ができるか引続き検討していく。
- その他有効な施策については，常時検討し柔軟に講じていく。

○関係機関・自治会との連携体制整備

- 適正に管理されていない空き家への対応については，関係団体・関係課と情報共有を図り，連携体制により対策を講じていく。また，発生抑制や有効活用についても地域・関係団体・関係課の意見を聞きながら検証していく。
- 消防・水道事業所については，市が把握する全ての空き家の位置情報を共有し対策を講じていく。
- 自治会・警察については，引き続き「管理不全空家」の位置情報を共有して対策を講じていく。

○「空家等対策推進協議会」の運営

- 協議会においては，「特定空家等」の認定や措置の方針，「計画」に基づく具体的施策などについて協議する。平成 30 年度は 4 回開催予定であるが，円滑な協議会運営を図ることができるよう努める。

3 集会所の地域移管と集会所としての空き家の活用 (市民生活部市民活動課)

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○集会所の地域移管

十三奉行自治会と移管に伴う綿密な協議を行い、同自治会で管理をしている集会所について、老朽化した箇所を修繕した後に移管することで市と自治会間において合意をした。同集会所の移管については平成 30 年度完了予定であり、旧那珂湊市で所有していた 23 集会所中 15 集会所が移管を完了しており、1 集会所について協議が完了した。

○集会所未所有自治会への支援

集会所未所有の自治会は 17 自治会あるが、空き家等を借り上げて集会所としている 2 自治会に対し、年間賃貸料の 1/2 補助を行った。残り 15 自治会については集会所所有に向け、今後の課題について、それぞれの自治会にある事情を考慮しながら相談の受け付けを行い、集会所貸借事業の補助拡充を含めた支援策について協議を行った。

平成 30 年度実施計画

○集会所の地域移管

平成 30 年度は十三奉行集会所について、内外装改修、空調設備設置工事を実施し、十三奉行自治会へ移管する。残りの 7 施設のうち、4 施設については集会所を管理する自治会に対して、地域移管に向けて協議を進めていく。3 施設は市営住宅の付属施設として補助金等を活用して建設されたものであることから、耐用年数経過後に順次協議していく。

○集会所未所有自治会への支援

集会所未所有の 15 自治会と協議を進め、地域にある空き家・空き店舗の活用を推進していく。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○市の審議会等への女性の参画率向上のための取組

- 審議会等における委員を委嘱する場合に、積極的改善措置（ポジティブアクション）を講じ、男女の均衡を図ることが望ましいため、委員の改選を行う課に女性委員の選出について働きかけを行った。
- 平成 29 年度は、10 の課に対して女性委員の参画を促し、区画整理二課が所管する「東部第二土地区画整理審議会」において、新たに 2 人の女性が委員に選出された。

○市民の意識醸成のための取組

- 広報紙や男女共同参画講座などを活用し女性が様々な計画の立案に参画していくための意識の醸成を図った。

○達成状況

- 「東部第二土地区画整理審議会」において 2 人増となったが、女性の参画率が高い審議会が休止になったこともあり、全体としては 7 人減となったため、参画率も下がった。

【実績値】

市が設置する審議会等における女性の参画率 : 20.67% (前年度比 0.74 ポイント減)
女性バンク新規登録者 : 2 人

平成 30 年度実施計画

市の政策決定の場に多くの女性が参画できるように審議会等委員の改選がある課に働きかけを行う。また、市民に対して男女共同参画講座などを活用し、女性が様々な計画の立案に参画していくための意識の醸成を図る。

【目標値】

市が設置する審議会等における女性の参画率 30.00%

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)**○名簿の更新**

各地域の協力により、新規登録者の増加分を含めて名簿を作成でき、避難行動要支援者支援体制の充実を図ることができた。また、年度途中の新規登録者等を名簿に反映するため、11月と3月の2回更新を行った。

平成 30 年 3 月 31 日現在 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

対象者 8,040 人 (7,100 人)

登録者 3,602 人 (3,519 人)

※新規登録者は 473 人いるが、施設入所や家族同居等により、避難行動要支援者支援制度の対象外となった人があるため、前年度と比較して 83 人の増加となっている。

○制度の周知

制度の周知を図るため平成 29 年度から市政ふれあい講座のメニューに登録し、自治会及び民生委員児童委員協議会等に説明会を 15 回実施した。(4 自治会, 9 協議会, 1 団体) 説明会では、制度の運用についての意見や課題等が出された。

平成 30 年度実施計画**○名簿の更新**

65 歳以上ひとり暮らし高齢者、障害者、介護認定者など、災害時に支援を必要とする人々に対し、自治会、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、地域ぐるみで避難支援や安否確認などを迅速に行うために必要な名簿について、年 2 回更新をする。

○制度の周知

制度の周知を図るため、自治会や民生委員児童委員協議会等で説明会を実施するとともに、市報やホームページに制度内容を掲載するなど広報活動を行う。

○運用状況の実態調査

制度の運用の現状について自治会等にアンケートを実施し、実態把握に努める。

○制度の充実

実態調査で出てきた課題を整理し、円滑な制度運用のための手立てや制度の改善を図る。また、原子力災害時における広域避難計画策定にあたり、避難行動要支援者の対応について検討する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

「ひたちなか市第 2 次エコオフィス計画」に基づき、実行計画管理者（各課室の長）を中心に、職員に意識啓発を図り、温室効果ガス総排出量削減に取り組んだ。また、同計画の推進期間が最終年度を迎えたため、次期計画である「ひたちなか市第 3 次エコオフィス計画」を策定した。

○温室効果ガス総排出量削減の取組

温室効果ガス総排出量削減の取組のうち、重点削減分野として電気使用量の削減、ガソリン使用量の削減に取り組んだ。

● 電気使用量の削減の取組

窓口業務に支障が生じない範囲で、昼休みの照明消灯、パソコンの電源 OFF による待機電力の削減を徹底した。また、グリーンカーテンの実施やクールビズ、ウォームビズの推進を図りながら、エアコンの設定温度を夏季は 28℃、冬季は 20℃を目安として市庁舎における電気使用量の削減に努め、計画に掲げる目標を達成した。

【実績値】

平成 22 年度比 10.9%削減 (目標数値 1.5%削減)

● ガソリン使用量の削減の取組

エコドライブの徹底や公用車のタイヤ空気圧チェックの実施などによる、公用車の燃費向上に取り組んだ結果、ガソリン使用量は減少傾向にあるが、削減目標値に至らなかった。

【実績値】

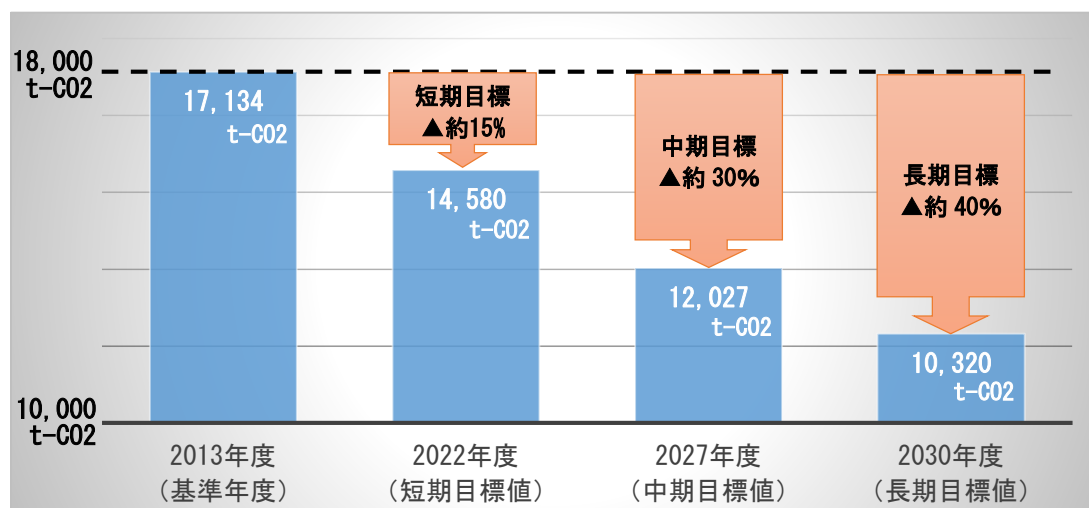
平成 22 年度比 0.9%削減 (目標数値 5.0%削減)

その他市の施設で使用する灯油・LP ガスなどの燃料使用量を含めて、温室効果ガス排出量を試算すると 3,939 t-CO₂ となり、計画基準年度である平成 22 年度の 4,452 t-CO₂ と比べて**温室効果ガス総排出量の削減率は 11.5%**となった。

○ひたちなか市第 3 次エコオフィス計画の策定

- 計画の期間は 2018 年度から 2030 年度までの 13 年間、うち 2022 年度までの 5 年間で短期、2027 年度までの 10 年間で中期、2030 年度までの 13 年間で長期の計画期間とし、それぞれの期間終期までの目標を設定した。

【温室効果ガス総排出量の削減目標】



※温室効果ガス総排出量は、公共施設使用及び公用車使用に伴う排出量の合計。

※基準年度は国がパリ協定において掲げた削減目標の基準年度である2013年度とする。

- 第3次エコオフィス計画においては、第2次計画同様、公共施設使用に伴う電気使用量の削減及び公用車使用に伴うガソリン使用量の削減を重点削減項目と位置づけ、それぞれに個別目標を設定した。

【個別目標】

計画期間	公共施設使用	公用車使用
短期	約15%削減	約10%削減
中期	約30%削減	約20%削減
長期	約40%削減	約28%削減

※目標値は全て2013年度（平成25年度）比

平成30年度実施計画

「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」に基づき、節電等の職員による意識的な取組（ソフト面）や施設の改修等（ハード面）により、温室効果ガス総排出量の削減に取り組む。

○温室効果ガス総排出量削減の取組

- 電気使用量削減の取組

職員による昼休みの消灯、パソコンの省電力モード設定の徹底、クールビズ、ノー残業デーの推進や、施設の新設・改修に伴う省エネルギー設備の導入の検討等により、電気使用量の削減に努める。

- ガソリン使用量削減の取組

職員研修等を通してエコドライブ10^{*}の取組を励行するとともに、各課が管理する公用車の燃費向上のため、タイヤ空気圧のチェックや定期的な燃費状況の確認などを推奨することで更なる職員の意識向上を図り、ガソリン使用量の削減に取り組む。また、公用車の新規導入・更新にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド車等）の導入を検討する。

※エコドライブ10…国が設置する「エコドライブ普及連絡会」が推奨する環境にやさしい運転の方法で、「エコドライブ10のすすめ」により10の項目が推奨されている。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

「暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市」を築いていくことを目的に、市民、事業所、民間団体と市が互いに協力して環境に関する活動を実施する「ひたちなか市の環境を良くする会」の取組について支援を行った。

○環境を良くする会の活動に関する広報等の支援

- 環境を良くする会が実施する活動について市報掲載等により周知したほか、会が発行する会報「環境かわら版」を市報折込により全戸配布するなど、環境活動の広報に係る支援を行った。

○環境を良くする会が実施するイベント等の支援

- 環境を良くする会が企画し実施するイベント等について、準備や運営のサポートなど人的支援を行った。

【環境を良くする会の活動】

イベント種別	実施時期・回数	参加者数
地球温暖化防止啓発キャンペーン	7月, 1月各1回	21人
ダンボールコンポスト普及啓発事業	7月, 11月各1回	34人
環境講座「川やため池の水をきれいにする身近な方法」	6月	70人
環境四季時計 夏祭り, 秋祭り, 春祭り	6月, 11月, 3月	87人
特定外来生物除去活動	6月, 7月各1回	21人
森林保全活動	年8回	64人
多良崎城址環境整備事業	年4回	26人
環境なんでもカフェ	6月, 11月, 2月各1回	43人
環境シンポジウム	2月	214人

※環境四季時計については、夏祭りは「TAMARIBA 横丁」、秋祭りは「消費生活展」において開催しており、参加者数の集計が困難であるため、参加者数は春祭りのみ。

【実績値】

環境四季時計等イベント参加者数 延べ 580 人

平成 30 年度実施計画

環境を良くする会が企画・運営する事業を支援し、参加者数の増加を図ることで市民の環境保全に対する意識啓発に努める。

また、環境シンポジウムなど市が主催する事業においても、環境を良くする会に参加協力を要請し、会の活動に関するPRの機会を提供するなど、会員数の増加やイベント参加者数の増加を図る。

【目標値】

環境四季時計等イベント参加者数 延べ 600 人

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

ごみ減量化推進のため、年 2 回の市報掲載と年 6 回の市政ふれあい講座による啓発を実施し、居住者の異動が多いアパート等についてはパンフレットのポスティング (18,286 件) を行った。一人一日当たりのごみ排出量は、前年度 1,046g から 1,038g に減となり、目標であった 1,040g 以下まで減らすことができた。以下は主な取組実績。

※トン未満端数処理あり。() 内は前年度実績

○ごみ減量化の推進

ごみ種別	平成 29 年度 処理量	平成 28 年度 処理量	前年度比
可燃性ごみ	50,923t	51,146t	0.4%減
不燃性ごみ	2,049t	2,069t	1.0%減
資源物	5,861t	6,206t	5.6%減
その他(粗大・有害)	42t	42t	増減なし
ごみ総量	58,875t	59,463t	1.0%減

○資源回収の推進

資源回収実施団体	平成 29 年度 回収量	平成 28 年度 回収量	前年度比
自治会等	4,808t	5,120t	6.5%減
こども会育成会	516t	563t	8.3%減
合計	5,324t	5,683t	6.1%減

※容器包装物の軽量化や詰め替え商品の普及、店頭回収の増加等が要因となり、資源回収量は減少している。

○生ごみ処理容器補助の推進, 生ごみ水切りの啓発

生ごみ処理容器補助基数・・・72 基 (63 基) 14.3%増

○マイバック持参運動の推進

レジ袋平均辞退率・・・86.7% (86.7%) 増減なし

○エコショップ制度の推進

認定事業所・・・29 事業所 (29 事業所) 増減なし

○廃食用油回収量及び B D F (バイオディーゼル燃料) 使用の推進

廃食用油回収量・・・33,676ℓ (32,145ℓ) 4.5%増

B D F 消費量・・・8,555ℓ (9,387ℓ) 9.7%減

廃食用油売却量・・・18,664ℓ (23,600ℓ) 26.4%減

※回収した廃食用油については、前年度末時点における在庫量を勘案し、BDF として使用する分だけを精製し、残りは廃食用油のままボイラー燃料等を精製する業者に売却した。

○小型家電リサイクル事業の推進

回収量・・・60 t (51 t) 15.0%増

平成 30 年度実施計画

更なるごみ減量化・再資源化を図るため、平成 30 年度は以下の取組を重点的に推進する。

○資源回収事業の推進

- 市報，市政ふれあい講座等にて，ごみに混入する資源物の分別促進及び資源回収の利用促進のPRに努めるとともに，アパート等への分別パンフレットのポスティングを引き続き行っていく。
- ごみ処理基本計画（平成 26～30 年度）について，平成 30 年度を中間目標年度に位置付けているため，今年度より実施状況を評価し，改訂を行っていく。
- 高齢社会に対応した資源回収事業について検討を行う。

【目標値】

一人一日当たりのごみ排出量 1,034 g

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

障害に対する理解を深めるため、市内の障害者就労施設等が共同で販売活動を行う「ひたちなか市福祉の店連絡協議会(通称:人來鳥の杜)」における障害のある方が手作りした様々な物品の販売促進に向けた取組を支援した。

また、那珂湊保健相談センターの清掃業務委託など、業務の発注を通じて障害のある方の自立促進を図るとともに、市報ひたちなかにおいて障害者就労施設等における様々な活動を紹介する特集記事を掲載し、障害のある方の理解啓発を図った。

○販売実績

市庁舎内販売	1,060,450 円	(47 回/年)	毎週水曜日開催
職員向け注文販売	296,150 円	(1 回/年)	
虎塚古墳公開時販売	377,240 円	(2 回/年)	春季・秋季一般公開時に開催
菊花展開催時販売	11,550 円	(1 回/年)	
合計	1,745,390 円		

○目標に対する成果

市庁舎内販売及び職員向け注文販売による売上について、目標としていた 1,140 千円(前年度比 5%増)を大きく上回る 1,357 千円(前年度比 19%増)となり、障害のある方が製作した物品の販売を通じて、その活動に対する理解と交流を深めることができた。

【実績値】

市庁舎内販売及び職員向け注文販売による売上 : 1,357 千円 (前年度比 19%増)



人來鳥の杜による市庁舎内販売



製作・販売しているお菓子

平成 30 年度実施計画

障害のある方の活動を広く知ってもらうため、引き続き市庁舎内物販と職員向け注文販売を行うとともに、市が主催する行事等における活用が図られるよう積極的にPRを行う。

○販売等実施計画

- 市庁舎内販売（48回/年）毎週水曜日に開催
- 職員向け注文販売（1回/年）
- 虎塚古墳公開時販売（2回/年）春季・秋季一般公開時に開催
- その他行事における臨時販売及び業務の発注（随時）

【目標値】

市庁舎内販売及び職員向け注文販売による売上：1,490千円（前年度比10%増）以上

10 勝田駅周辺の中心市街地における商業活性化等の推進（経済環境部商工振興課）

平成 29 年度実績（達成状況：B）

市では、中心市街地における商業活性化等のため、以下の団体等との連携による取組を進めている。

- ひたちなかまちづくり株式会社*では、商店街との連携や一体感を図るため、平成 29 年 6 月以降「勝田 TA・MA・RI・BA 横丁」の開催場所を JA 会館前付近からまちづくり会社が管理する表町駐車場及び表町商店街の一部道路（歩行者天国）に変更した。また、市民エリアの出店料を 1,000 円から 500 円に値下げして、市民が出店しやすい料金改定を行い、出店者の増加を図った。さらに、商店街との連携を図る取組として、抽選会の景品提供を表町商店街の店舗に依頼するとともに、景品の受け渡しをイベント会場ではなく、各店舗で受け取るよう個店への来店を促す取組を行い、商店街との一体感の醸成に努めた。その結果、3 月開催時の来場者は 5,500 名を超え、中心市街地のにぎわい創出に一定の成果があった。今後とも「勝田 TA・MA・RI・BA 横丁」の開催をとおして、商店街や市民との連携を深め、中心市街地の賑わいを創出していく。
- 商店街では「おもてまち七夕まつり」、「クリスマス抽選会」、「クリスマスおもてまちアート」を開催した。特に「クリスマスおもてまちアート」は、市内小学校児童による絵画を展示することにより、中心市街地への家族等の来街を促す取組を行った。
- 商工会議所では、表町商店街の空き店舗を活用したコミュニティ交流サロン「ふらっと」を表町商店街の一角で運営しており、毎月フラワーアレンジメント教室やつるし雛教室などのカルチャー教室を実施して、一定の賑わいが図られた。また、空き店舗チャレンジショップ事業では、3 件（整骨・鍼灸、エステサロン、飲食店）の採択があった。また、創業スクールについては、19 人が受講し、うち 10 人が創業（既に創業している人を含む）した。

平成 30 年度実施計画

- 商店街、商工会議所、まちづくり会社と連携したイベント等の開催により、中心市街地の賑わいをさらに促進し、魅力あるまちづくりを図る。
- 空き店舗チャレンジショップ事業、コミュニティ交流サロン事業、繁盛店づくり事業や創業スクールを通じて、空き店舗の解消、商店街コミュニティ機能の向上や個店の活性化を図り、中心市街地を含めた本市産業の活性化を図る。

*まちづくり株式会社…中心市街地の活性化やまちの賑わいづくりなどを目的に、ひたちなか商工会議所や市内の各金融機関、民間事業所が出資して平成 27 年に設立された会社。

平成 29 年度実績 (達成状況 : C)

「ひたちなか市の海岸を考える会 (仮称)」の立ち上げに向けて、組織の中心的な役割を担ってもらう阿字ヶ浦地区の後継者世代の代表者候補に対し、今後の「海岸」のあり方についての聞き取り調査を行うとともに、協議の場に参加するよう要請した。

本市を代表する観光資源である「海岸」のあり方については、市全体で協議すべき課題と考え、阿字ヶ浦地区に加え、平磯、那珂湊、勝田地区の代表者による構成メンバーを選出し、3月に設立準備会を実施した。また、準備会において、これまでの進め方を反省し、早期の立ち上げを実現するため、今後は毎月1回のペースで会議を開催することを確認した。

平成 30 年度実施計画

地域の観光について、現事業者代表と後継者世代が、現状や課題、目指すべき方向性等に関する意見交換を行い、その結果を後継者世代が整理して得られる「未来像」の実現に向けた取組を支援する。

- 観光協会と連携し、3月に設立準備会を行ったメンバーを中心とした「ひたちなか市の海岸を考える会 (仮称)」の早期立ち上げを支援する。
- 現事業者代表と後継者世代が、海岸を中心とした地域観光のあり方や未来像について、意見交換が円滑に行われるようオブザーバーとして協議の場に参加するとともに、先進事例の紹介等のアドバイスを行う。

平成 29 年度実績 (達成状況：B)

漁業経営の安定化を推進し漁業従事者の確保に努めるため、以下について実施した。

○漁業の担い手の確保・育成

- 漁業体験希望者 4 名が、船曳き網漁業 (2 名) と底曳き網漁業 (2 名) 体験を実施した。

船曳き網漁 (シラス漁) : 実施日 11/27

底曳き網漁 : 実施日 3/25

- 若年世代を漁業就労に繋げるため、県立海洋高校、那珂湊漁協女性部と連携し、学生を対象に漁村センターを活用して研修会を企画していたが、実施日の調整が折り合わず実施には至らなかった。

○漁業経営の安定化

- 「つくり育てる漁業」を推進し、水揚げ金額の増大を図ることで漁業経営の安定化に繋げるため、平成 29 年度においてもヒラメの稚魚、アワビの種苗放流を行った。
ヒラメ放流 (那珂湊 : 112,500 尾 磯崎 : 37,500 尾)
アワビ放流 (那珂湊 : 87,800 個 磯崎 : 24,800 個)
- 漁業の 6 次産業化を推進し、水産物流通施設の整備を支援することで漁業所得の向上を図るため、那珂湊漁協女性部の干物乾燥機の導入に対して補助を行い、水産加工品の安定供給化が図られた。
- 水産加工品の販路拡大支援の取組として、市からホテルニュー白亜紀の指定管理者である株式会社オオシマフォーラムに対して情報提供を行い、平成 29 年度は那珂湊漁協女性部からカナガシラの干物 (約 800 匹) をホテルニュー白亜紀に出荷した。

平成 30 年度実施計画

○つくり育てる漁業の推進

- 付加価値の高いヒラメやアワビの種苗を放流することにより、引き続きつくり育てる漁業を推進することで、水揚げ金額の増大を図る。

○水産物の加工や販路の拡大

- 加工施設を活用して、干物や未利用魚等の加工品を拡大することで持続的な漁業経営の安定化を図っていく。

○担い手の確保・育成

- 意欲のある漁業就業希望者が参入しやすいように、漁業体験事業を実施するとともに、国の補助を活用して漁協が実施する新規漁業就業者研修の受講者に対し、研修中の家賃の一部補助を実施するなど、漁業の担い手の確保・定着に努める。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

- 除草作業の現状や課題について参加全団体から聴き取りを行った。
- 聴き取りの結果、会員の高齢化や参加人数の減少など団体によってはいくつかの課題はあったが、作業内容を見直すなど協働事業を継続するための努力を参加団体が行ってくれていることもあり、翌年度も全 10 団体が協働事業を継続してくれることとなった。更に事業への参加啓発を行ったことにより、平成 30 年度からは新規として 1 団体加わることになった。

平成 30 年度実施計画

○参加団体数の維持

- 参加団体と対話し課題がある時は市も協力していきながら、協働事業の継続をお願いしていく。

○協働事業参加への啓発

- 地元自治会や企業団体等へ市民協働事業の趣旨を説明し、除草事業の参加啓発を行う。

重点事項 2 家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革

1 「家族の絆・地域の絆」でつながるまちづくりの推進（市民生活部市民活動課）

平成 29 年度実績（達成状況：A）

子育て支援及び高齢者の生活支援を目的として、“家族の絆”の再生を応援するため、平成 27 年度から「ひたちなか市三世代同居等支援住宅助成金交付事業」として、市外から転入して同居又は近居を始める三世代家族に対して、住宅の取得、増改築等に要する費用を一部助成している。

○事業の周知

- 事業の利用拡大を図るため、ホームページや市報による案内で引き続き制度のPRを行った。また、民間企業との連携も深めるため住宅展示場へのチラシ設置を行った。定住促進を目的にしている施策でもあるため、県が運営しているWEBサイト「茨城移住ナビ」に制度内容を掲載した。

○福祉部門との連携

- 福祉部において策定した介護保険サービスや介護予防、認知症施策、生きがいつくり等の高齢者に関する具体的な施策と目標を示す「しあわせプラン 21」への記事掲載を行った。

【三世代同居等支援住宅助成金交付事業 平成 29 年度交付実績】

	住宅の取得		増改築・リフォーム		賃貸住宅への入居		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
同居	10	2,000,000	2	300,000	1	37,000	13	2,337,000
近居	44	6,600,000	2	200,000	8	253,000	54	7,053,000
合計	54	8,600,000	4	500,000	9	290,000	67	9,390,000

※同居…三世代家族が市内のひとつの住宅又は賃貸住宅に居住すること。

※近居…三世代家族が市内に居住すること。（同居を除く。）

平成 30 年度実施計画

○事業の周知

- 市報への掲載やホームページの充実に加え、民間企業等との連携を一層深め、三世代同居等支援事業のPRに努める。

○福祉部門との連携

- 子育て及び高齢者の生活支援等を目的としていることから、福祉部門との連携を念頭に入れた取組を引き続き検討する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、介護予防のための運動を中心とした元気アップ体操の普及啓発に努めた。

○元気アップ体操の普及及び元気アップサポーターの育成

- 元気アップ体操は、介護予防の目的と共に、体操を通して地域の見守りや支えあいを育てる「ときめき元気塾」の実施自治会を増加させることにより普及を図っている。
- 平成 28 年度に実施したときめき元気塾参加者の体力測定及び生活状況アンケートの分析結果はいずれの指標も全国平均を上回っており、介護予防にも一定の効果があると評価されたことから、分析結果について市報での周知を図るとともに、自治会連合会総会において協力を呼びかけるなど P R に努めた結果、平成 29 年度は新たに 2 つの自治会で実施することとなったため、ときめき元気塾の実施自治会は 36 自治会となった。
- ときめき元気塾において元気アップ体操を指導する「元気アップサポーター」を新たに 12 人育成し、サポーターは 138 人となった。また、サポーターのスキルアップを図るための研修を年 4 回実施したほか、中学校区ごとの「元気アップサポーターの会」の支部活動において自治会の枠を越えたサポーター同士の情報交換や自主研修が行われるなど、サポーター間の交流も活発となっている。
- 元気アップ体操の更なる普及のため、加入自治会でときめき元気塾を実施していないが元気アップ体操を実施したい方を対象とした「元気アップ体操教室」を、ヘルス・ケア・センター及び那珂湊保健相談センターにおいて月 2 回 (年間 48 回) 実施した。



ときめき元気塾



元気アップ体操

○ときめき元気塾の支援

- ときめき元気塾の継続的な実施のため、定期的に地区担当保健師や茨城大学の学生を派遣し、サポーターを支援しながら体操指導を行った。
- 介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業として、ときめき元気塾に理学療法士や作業療法士を各地区年1回（合計34回）派遣し、参加者の体力測定及び生活状況アンケートの地区ごとの分析結果を活用しつつ、元気アップサポーターへの助言や参加者への個別指導を実施した。
- 平成29年度からの新たな取組として、ときめき元気塾に5年以上継続して参加している方を対象とした表彰を実施したところ、参加者の意欲向上につながっている。

平成30年度実施計画

○元気アップ体操の普及及び元気アップサポーターの育成

- ときめき元気塾未実施の自治会へ出向き、元気アップ体操による介護予防効果の説明に努めるとともに活動場所の確保を支援し、ときめき元気塾実施自治会の増加を図ることで元気アップ体操の普及を目指す。
- サポーターの新規育成を図る。また、元気アップ体操の更なる普及に向けて、元気アップサポーターの会における情報交換や交流を支援するとともに、個々のスキルアップのための研修を年4回実施する。
- 加入自治会でときめき元気塾を実施していないが元気アップ体操を実施したい方を対象として、ヘルス・ケア・センター及び那珂湊保健相談センターでの元気アップ体操教室を継続的に実施する。
- 元気アップ体操普及の新たな取組として、高齢者サロン等にサポーターが出向き、元気アップ体操の指導を行う。

○ときめき元気塾の支援

- ときめき元気塾に定期的に保健師や茨城大学の学生を派遣し支援を行うことで継続的な実施を促す。
- 地域リハビリテーション活動支援事業として、ときめき元気塾へのリハビリテーション専門職派遣を継続して行い、参加者への個別的な助言指導や元気アップサポーターへの支援を行い、内容の充実を図る。
- 参加者の意欲を高めるため、5年以上継続して参加している方への表彰を引き続き行う。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

少子高齢化と核家族化が急速に進む中、互いに支え合う地域の仕組みづくりとして、主に 70 歳以上のひとり暮らしの高齢者に対する近所の協力員による見守り活動である小地域ネットワークの普及を推進している。

○事業の啓発

- 社会福祉協議会と連携しながら、自治会が実施する小地域ネットワーク活動啓発会議や民生委員児童委員協議会において、本事業の普及啓発に努めた結果、平成 30 年 3 月末現在のネット数は 883 ネットとなり、昨年度より 22 ネットの増となった。

○小地域ネットワーク台帳の更新

- 平成 29 年度は 2 年に一度の小地域ネットワーク台帳の更新年であったことから、自治会や民生委員児童委員協議会の協力を得て調査を行い、対象者の現況の把握を図るとともに、緊急連絡先となっている対象者の親族に対して、本事業内容を記載したチラシを送付し、周知を図った。

○事業内容の見直し検討

- 平成 28 年度に実施したアンケートの結果、自治会未加入者を事業の対象としていない自治会が多くあることがわかった。事業の趣旨を考慮すると、自治会への加入未加入を要件とすることは望ましくないが、自治会ごとに本事業に対する考え方も異なり、統一的な運用が困難であることから、引き続き検討課題とする。

平成 30 年度実施計画**○事業の啓発**

- 社会福祉協議会と連携しながら、事業の更なる普及啓発に努めることで、本事業の拡充を図り、高齢者が地域の中で安心して生活することのできる環境づくりに取り組む。

重点事項3 自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革

1 ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進（企画部企画調整課）

平成29年度実績（達成状況：A）

○企業誘致に関する取組

- 茨城県工業団地企業立地推進協議会主催の「いばらき産業立地セミナー」、「茨城県産業立地セミナー I N大阪」に参加し、ひたちなか地区の概要や税制優遇制度に関する各種PRを行った。
- 平成29年3月に改訂したひたちなか地区留保地利用計画に基づき、都市ゾーンへのホテル誘致に向け、UR都市機構と共にホテル事業者に対し訪問調査を実施した。この調査を契機として、事業者と市（企画調整課・観光振興課）においてセンター地区への宿泊機能の導入に関する勉強会を平成30年度から実施していくこととなった。

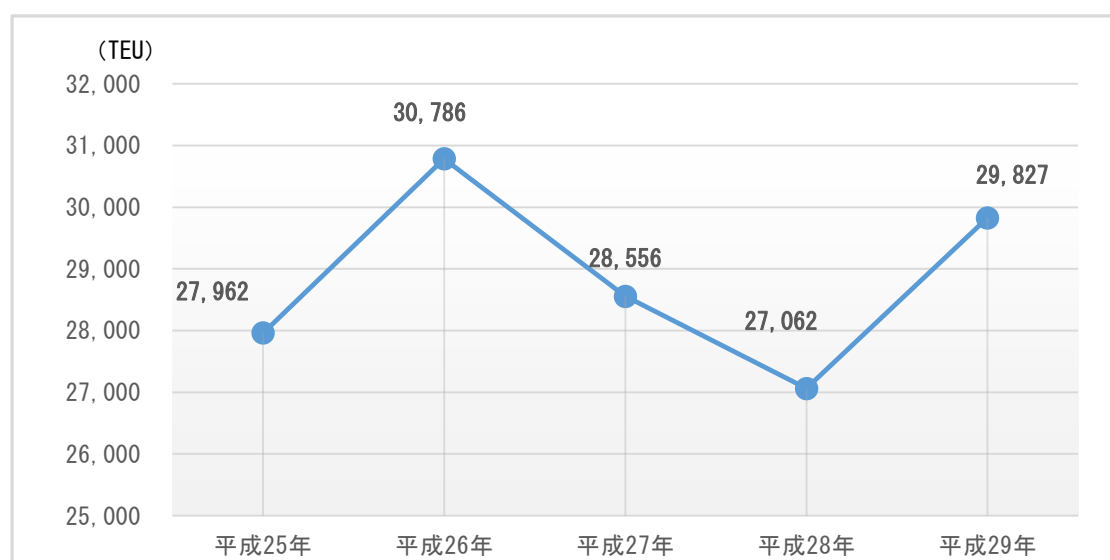
○地元雇用の創出に関する取組

- ウミノ、日立建機、カーレポ、コマツ茨城工場、高周波熱錬、東京電力の計6社において、延べ11校の市内高等学校等の進路指導担当教諭と採用に関する情報交換会を実施し、平成29年度は説明会参加校から4社に合計で29人が採用された。

○常陸那珂港区の利用促進に関する取組

- コンテナ取扱量の増加を図るため、茨城県、東海村、茨城ポートオーソリティと共に「コンテナ貨物集荷促進事業※」を実施し、常陸那珂港区を利用する荷主企業、コンテナ船社による新規利用等6,587本を対象として助成を行った。その結果、平成29年のコンテナ取扱量は暫定値で29,827TEU※となり前年比2,765TEUの増加となった。

【常陸那珂港区コンテナ取扱量の推移】



※コンテナ貨物集荷促進事業…常陸那珂港区のコンテナ貨物の利用促進を図り、海上コンテナ輸送の活性化を図ることを目的として、コンテナ貨物の輸出入に要する経費の一部を助成する事業。

※TEU…コンテナの取扱量を表す単位。20フィートコンテナ1本を1TEUとする。

- 茨城県主催，常陸那珂港振興協会共催により栃木県で開催された「茨城港北関東セミナー（2/7）」に参加し，港湾利用企業等に対し，定期航路の開設状況やコンテナ貨物集荷促進事業等についてPRを行った。

平成30年度実施計画

○企業誘致に関する取組

- 市ホームページや各種セミナーにおいて，ひたちなか地区の充実した物流インフラや地理的優位性，税制優遇制度等のPRを行う。
- ひたちなか地区への立地ニーズや企業動向のアンケート調査を実施するとともに，必要に応じて企業への訪問・ヒアリング等を実施し，留保地利用計画に基づいた土地利用を目指し企業誘致を推進する。
- ホテル事業者とセンター地区への宿泊機能の導入に関する勉強会を定期的に開催する。

○地元雇用の創出に関する取組

- ひたちなか地区に立地する企業の新規採用へのフォローアップ及び地元雇用の確保を目的とし，立地企業と市内高校等の進路指導担当教諭による情報交換会を行う。

○常陸那珂港区の利用促進に関する取組

- 各種セミナーや市ホームページにおいて，常陸那珂港区の航路状況や地理的優位性，コンテナ貨物集荷促進事業等についてPRを行い，常陸那珂港区の利用促進に努める。
- ポートセールスの実施（常陸那珂港振興協会主催）

2 公共施設の再配置・長寿命化の推進（勝田駅周辺の中心市街地における公共施設の再配置）

（市民生活部生涯学習課）

平成 29 年度実績（達成状況：A 完了）

○子育て支援・多世代交流施設の整備及び開設

- 平成 29 年 10 月 1 日に子育て支援・多世代交流施設「ふぁみりこらぼ」並びに施設の 2 階に子育て支援センター「ふぁみりこ」をオープンした。この施設は、世代を超えた幅広い交流活動の推進を図り、人が行き交い、賑わいを創出する拠点として活用していく。
- 「ふぁみりこらぼ」の平成 30 年 3 月末までの有料施設の利用人数は 31,005 人、利用団体登録数は 258 団体であり、旧生涯学習センターと旧青少年センターを合算した昨年の同時期と比較すると、利用人数は 36%の増、利用団体登録数は 103%の増となっている。
- 「ふぁみりこ」は、平成 30 年 3 月末までの利用者登録が 7,812 人、利用人数は 24,687 人であり、施設全体では 55,692 人が利用し、1 日当たり平均利用者数は 352 人となっている。

○老朽化施設の跡地利用

- 旧生涯学習センター及び旧青少年センターの建物等については、平成 30 年度中に解体工事を行う。跡地については新中央図書館の整備候補地となっていることから、当面の間は「ふぁみりこらぼ」関係者等の駐車場として利用するとともに、中心市街地の公共用地であることを踏まえた有効活用策について検討していく。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○充当事業の選定

- ひたちなか市民債をより身近に感じ取っていただけるよう前年度に引き続き「次世代を担う子どもたちへ」をテーマに、市民債により調達した資金を充当する事業として、
 - ①小中学校施設環境改善事業
 - ②民間保育施設整備補助事業
 - ③公園整備事業を選定した結果、発行総額 3 億円が即日完売した。

○調達コストの抑制

- 民間資金による借入利率や他の金融商品の預金利率等を考慮し、利率を 0.20% に設定した。平成 30 年 3 月借入及び 5 月借入の民間資金借入利率は 0.524% であったため、一括償還までの 5 年間で比較すると約 441 万円の利払いを抑制することができた。

○平成 24 年度ひたちなか市民債の借換え

- 平成 24 年度ひたちなか市民債 (0.22%) を 10 年償還、利率 0.318% で借換えを行った。市民債を発行せずに民間資金にて借入れを実施した場合の利払い額は 2,047 万円と試算されたことに対し、市民債と借換債の利払い額の合計が 832 万円となったので、1,215 万円の利払いを抑制することができた。

平成 30 年度実施計画

○充当事業の選定

- 市民生活に身近な事業、かつ、興味関心の高い事業を選定し、まちづくりへの住民参加意識の高揚を図る。

○調達コストの抑制

- 金融商品としての魅力を確保しつつ、民間資金や公的資金による借入利率の情勢を考慮した利率設定に努め、調達コストの抑制を図る。

○平成 25 年度ひたちなか市民債の借換え

- 平成 25 年度に発行したひたちなか市民債が償還期間 5 年の満期を迎えるため、民間資金への借換えを予定している。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)**○これまでの成果の総括**

平成 19 年度から設置した「ひたちなか市補助金等審査委員会」について、平成 28 年度の全件審査をもって 10 年を迎えたことで、平成 29 年度においては、これまでの経過、実績を総括した「ひたちなか市補助金等審査委員会におけるこれまでの補助金等の見直しについて」を作成。平成 29 年 11 月から市公式ホームページ上にて公表している。

【平成 19 年度から平成 28 年度にかけての補助金削減効果】

71,543 千円 (廃止 30 件 39,424 千円, 縮減 46 件 32,119 千円)

○今後の補助金見直しのあり方の検討

補助金等審査委員会の審査意見について、平成 24 年度以降に廃止意見が付された補助金は 0 件であり、現存する補助金等については一定の見直しは終了した。今後については通常の前算査定で補助金等の妥当性を判断していくものとし、平成 30 年度前算要求時から財政課へ提出する必要書類として補助団体の総会資料等の写しを 2 年分付ける事とした。

外部審査委員による審査は、補助制度の大幅な改正等、外部委員による審査を受けることが必要と判断した場合に適宜実施するものとする。

5 公共施設等の維持管理費の最適化 (総務部財政課・施設担当課)**平成 29 年度実績 (達成状況 : A)**

補助金や市債等の効率的な活用、他事業との調整を行った収支見込みを中期財政計画に反映させた。あわせて維持管理費の平準化も関係課と連携し計画に沿って実施した。

平成 30 年度実施計画

効果的、効率的に維持管理費の平準化が図れる財政計画の策定を進める。また今後も、老朽化した建物、インフラ施設の整備、更新など中長期的に順次実施しなければならない事業が多数あるため、引き続き関係課と連携し総合的かつ計画的な管理を推進する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○未利用市有財産の売却

- 消防分団詰所が移転して未利用となった海門町の土地 (99.48 m²) については、面積は小さいものの形状が整形で住宅用地としての利用が可能であると判断したため公売を実施し、1,171,000 円で売却した。
- 狭小で用途が限られる土地 4 件 (合計 748 m²) については、いずれも隣接地権者に売却し、その売却額は合計で 13,711,005 円となった。

○未利用市有財産の利活用

- 土地開発公社の解散により取得した土地のうち、旧生涯学習施設整備事業用地 (釈迦町 6865 番 1 外) については、約 900 m²を湊線の利用促進のため、引き続きパークアンドライド用駐車場としてひたちなか海浜鉄道に貸与することとし、約 1,400 m²は、健康増進等を図る目的 (グラウンドゴルフ等) に使用するため、釈迦町自治会に貸与した。残る約 1,400 m²の未利用部分については、旧ひたちなか市土地開発公社所有地利活用検討委員会の協議結果を踏まえ、民間に処分する方向で対応していくものとする。
- 市営住宅の用途廃止に伴い未利用となった市営磯合住宅跡地は、特殊な土地の形状であり、利活用や処分の方法については、一括処分も含め検討に時間を要する状況であるため、暫定的な利用方法として、一部を地元自治会が地域活動を行うために貸与することとした。

○固定資産台帳の整備

- 市が所有する全ての固定資産について、取得から除却に至るまでの経緯を管理するための固定資産台帳[※]の整備が完了した。これにより、従来部署ごとに台帳管理していたものが固定資産台帳として一元管理され、全庁的な観点からの資産管理が可能となることが期待できるが、十分な活用を図るためにはさらに精度を上げる必要がある。

平成 30 年度実施計画

○未利用市有財産の売却

- 未利用財産のうち、有効な利活用や処分が可能な土地を継続的に洗い出す。
- 基本的な処分方法としては、接道状況や形状が良好で住宅用地等への活用が見込める土地については公売を実施し、用途範囲が隣接地権者等に限られる土地については、それらの者へ売却することとする。
- 売却価格の算出については、不動産鑑定をはじめ様々な算出方法を活用し、適正な価格の決定に努める。

※固定資産台帳…固定資産をその取得から除却、売却処分に至るまで、経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、道路、公園、学校等地方公共団体が所有する全て固定資産について取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A 完了)

○那珂湊支所新庁舎の建設

- 那珂湊支所新庁舎の建設が年度内に完了し、平成 30 年 4 月から供用開始した。
- 新しい庁舎は、バリアフリーに配慮した設計に加え、津波監視モニター、非常用発電機や井戸を設置し防災機能の強化を図った。また、自治会等への貸出もできる会議室や、地域の歴史・文化、市民活動等に関する催事を行う展示室を設け、地域に密着し住民に親しまれる庁舎を目指す。
- 旧庁舎については速やかに解体し、駐車場整備や防災倉庫の拡充など付帯工事を実施する。



平成 30 年 4 月に共用開始した支所新庁舎



展示室でのオープニング展示「昔日の那珂湊」(~5/31)

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○滞納整理の強化

- 預金, 生命保険, 給与, 年金等を対象として, 1,219 件の差押えを実施した。
- 不動産会場公売^{*}については, 対象となった 8 案件のうち, 6 件は完納により公売を中止し, 2 件については, 一部納付があったことなどにより公売を延期することとした。公売予告による納付額は合計で 6,665,475 円であった。
- 自動車のタイヤロック・インターネット公売については, 29 台を調査したが, いずれも年式や走行距離等から換価性に乏しいものと判断し, 公売には至らなかった。
- 財産調査により有効な差押財産が発見できない案件については, 平成 28 年度から搜索^{*}を実施しており, 平成 29 年度は 64 件の案件のうち 12 件について搜索を実施した。搜索による動産差押額は合計で 1,036,000 円であった。搜索を実施しなかった 52 件については, 搜索予告等により納付があったもので, その納付額は 28,506,820 円であった。

○収納対策

- 徴収困難事案や 80 万円以上の高額滞納事案については, 収税課内で設置する収納対策室において不動産会場公売や搜索の実施など専門的な手法により滞納整理を実施し, 平成 29 年度においては, 289 件を対応し, 89,554,318 円を収納した。
- 大口の滞納事案や広域的な財産調査が必要で市による徴収が困難な事案などについては, 茨城租税債権管理機構^{*}に移管して対応を図った。平成 29 年度の移管件数は 70 件, 移管額は 75,950,649 円, 収納額は 49,633,335 円であった。

○納税環境の整備

- 市税の口座振替による納付を促進するため, 市報への啓発記事の掲載や窓口へののぼり旗の設置, 納税通知書へのリーフレット同封などによる PR を実施し, 口座振替加入者数は前年度比 745 件増の 40,514 件, 加入率は 24.1%となった。

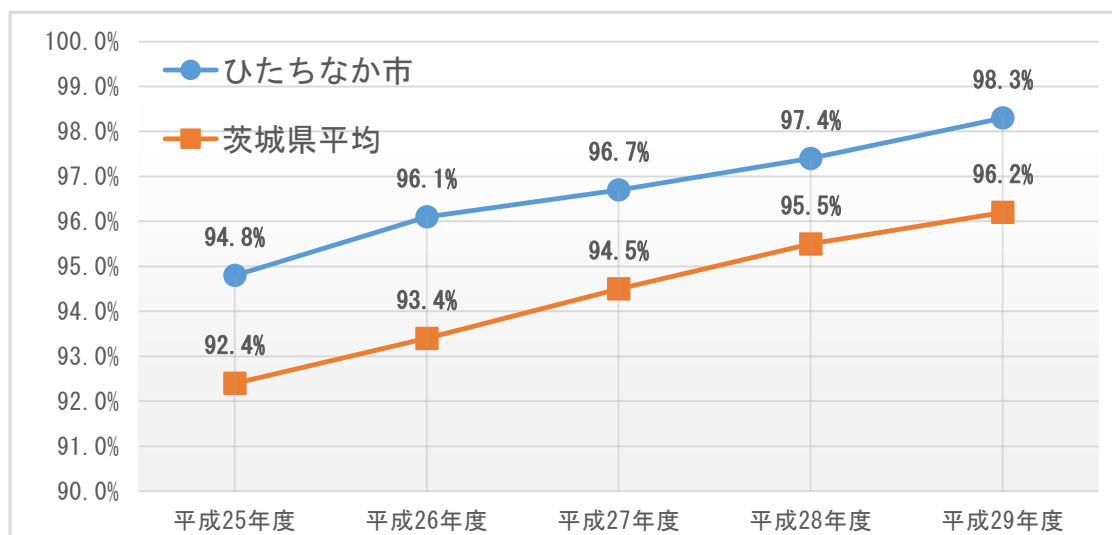
【実績値】**市税収納率 98.3% (前年度比 0.9 ポイント増)**

※不動産会場公売…市税の滞納者から差押えた不動産を市が指定する会場において入札の形式で売却を行う公売手続。

※搜索…市税の徴収を行う職員が滞納者の自宅などで差押えるべき財産を発見するために行う強制調査。

※茨城租税債権管理機構…茨城県内全市町村を構成団体として設立された, 広域的かつ専門的な徴収体制のもとに市町村税の徴収業務を行う機関。

【市税収納率の推移】



平成 30 年度実施計画

○滞納整理の強化

- 財産調査の徹底を図り、不動産・預貯金・生命保険・給与等の差押えを実施する。また、財産を保有しながら納付意欲や誠意のない滞納者及び差押対策を行う悪質滞納者には、不動産会場公売、自動車のタイヤロック・インターネット公売、搜索等を実施する。
- 滞納の抑制対策としては、初期の納付忘れを防ぐための早期催告が重要であるため、平成 30 年 7 月から、納期限を過ぎ督促状を送付しても納付がない方を対象として、あらかじめ録音された音声メッセージによる自動電話案内を実施する。これにより納税をうっかり忘れてしまった方に早めに気づいていただくことで早期の納税を促す。

○収納対策

- 大口滞納、整理困難事案や広域的な財産調査が必要な事案等を茨城租税債権管理機構に移管し、より専門的で効率的な滞納整理を行う。また、茨城租税債権管理機構で主催する徴収実務研修などに積極的に参加して、職員の徴収技術向上と機構との連携を図る。

○納税環境の整備

- 口座振替の促進を図るため、引き続き市報への掲載やのぼり旗により PR を行うとともに、固定資産税・軽自動車税・住民税の第 1 期納付書発送時にリーフレットなどを同封する。
- 督促状に納付書機能を追加するとともに、口座振替事務の電子化により事務の効率化を図る。また、これらの事務見直しを踏まえて、納税者の利便性及び収納率の向上のため、口座振替の再振替について導入を検討する。

【目標値】

市税収納率 前年度実績 98.3%以上

平成 29 年度実績（達成状況：A）

○橋梁長寿命化計画に基づく修繕等の実施

本市の橋梁は比較的新しいものが多いが、将来的には老朽化に伴う損傷が増加し、架替えを迎える橋梁が急激に増加することが予想されることから、橋梁の損傷が小さいうちから計画的に補修を行い長寿命化を図ることで、維持・修繕・架替えに係る費用を縮減するため、平成 25 年に「橋梁長寿命化計画」を策定した。

平成 29 年度は計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

橋梁	所在	工事内容
長堀橋	東石川地内	● 伸縮装置取替え、舗装打換え、ひびわれ補修、断面修復、再塗装、防護柵取替え等の修繕工事
高場跨線橋	高場地内	● 支承取替え、水平力分担構造等の修繕工事 ● 修繕工事のための測量設計
ひたちなか大橋	新光町地内	● 伸縮装置取替え、縁石取替え等の修繕工事
六所橋	枝川地内	● 修繕工事のための測量設計

- 高場跨線橋の修繕工事については平成 30 年 12 月完了予定であるが、その他の工事・設計については平成 29 年度内に完了した。
- 上記工事等のほか、道路法の規定により主要橋梁 31 橋について近接目視による定期点検を実施した。

平成 30 年度実施計画

○橋梁長寿命化計画に基づく修繕等の実施

橋梁長寿命化計画に基づき、以下のとおり事業を実施する。

橋梁	所在	工事内容
高場跨線橋	高場地内	● 平成 29 年度から継続して行う支承取替え、水平力分担構造等の修繕工事。
富士見陸橋	富士ノ上地内	● 伸縮装置取替え等の修繕工事
大島陸橋	西大島地内	● 修繕工事のための測量設計

- 上記工事等のほか、道路法の規定による主要橋梁 152 橋について定期点検を実施する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

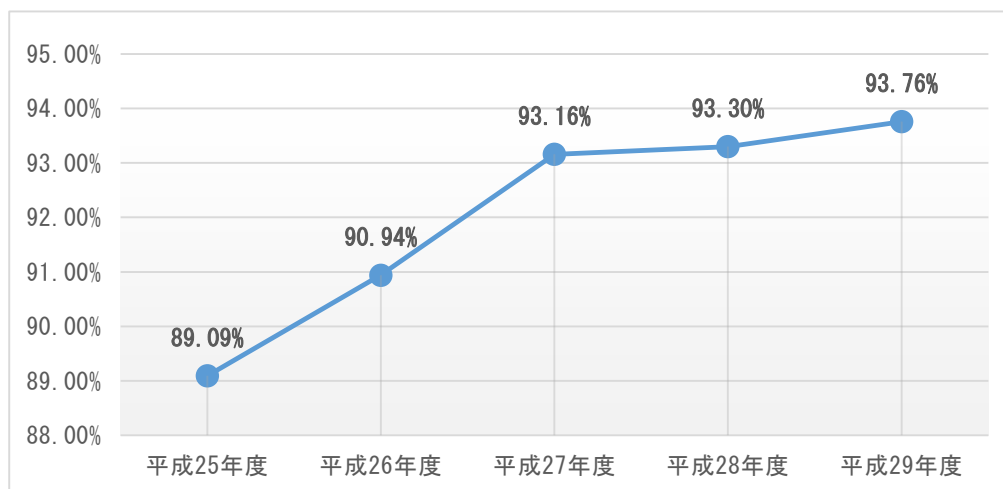
○初期段階での滞納解消・抑制の取組

一旦滞納した過去の使用料を支払うことは、入居者にとっても過大な負担となるうえ、徴収することも困難であることから、毎月の納付管理を徹底し、初期段階での滞納解消・抑制に努めた。

- 電話督促を毎月実施し、滞納初期段階での滞納解消に努めた。
- 連絡がつかない者については、出頭通知及び最終催告書を送付したほか、戸別訪問を実施した。面談時に滞納理由や収入状況を聴取したうえで、納付計画を作成し、計画に沿って納付をさせた。(出頭通知・最終催告：76件 訪問：40件)

【実績値】

平成 29 年度市営住宅使用料現年度分徴収率 **93.76%** (前年度比 0.46 ポイント増)

【市営住宅使用料徴収率の推移】**平成 30 年度実施計画**

○初期段階での滞納解消・抑制の取組

- 電話督促を毎月実施し、滞納初期段階での解消に努める。
- 電話連絡がつかない者には出頭通知を送付し、来庁させて納付相談を行う。一括納付が困難であると認められる場合は、分納誓約書を提出させ分割納付による滞納家賃の徴収に努める。
- 出頭通知に応じない者及び分納誓約を履行しない者については、最終催告書を送付し、期限を定め一括納付を求める。期限内に納付しない者については、明渡請求を行う。
- 明渡請求をした者及び無断退去者については、民事訴訟を提起し、住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求める。

【目標値】

市営住宅使用料現年度徴収率 **前年度実績 93.76%以上**

平成 29 年度実績（達成状況：A）

○市営住宅長寿命化計画に基づく修繕

- 既存建物の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、計画的な維持・管理を実施している。平成 29 年度は以下のとおり修繕を実施した。

住宅名称	工事内容
第 1 田宮原住宅 2 棟（13・14 号棟）	給水管更正工事
東塚原住宅 1 棟（4 号棟）	給水管更正工事
薬師台アパート 3 棟（29・37・39 号棟）	屋根及び外壁改修工事
平磯住宅 2 棟（4・5 号棟）	玄関ドア交換工事

- 平成 29 年度に実施を予定していた工事のうち、上記については計画通り完了したが、第 2 ひばりヶ丘住宅の屋根及び外壁改修工事については、外壁塗材に含まれるアスベスト飛散防止対策が必要であり、入居者がいる状態での工事が技術的に困難であるため取り止めた。

平成 30 年度実施計画

ひたちなか市市営住宅長寿命化計画に基づく長寿命化のための予防保全的な改修工事を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

住宅名称	工事内容
市毛第 2 アパート 5 棟（1～5 号棟）	給水管更正工事
第 2 田宮原住宅 4 棟（1～4 号棟）	給水管更正工事
大成アパート 2 棟（1・2 号棟）	屋根・外壁改修工事
高場第 1 アパート 3 棟（3～5 号棟）	屋根・外壁改修工事
深谷津第 2 アパート 2 棟（3・4 号棟）	屋根・外壁改修工事

12 下水道使用料及び下水道事業受益者負担金（分担金）徴収率の向上（建設部下水道課）

平成 29 年度実績（達成状況：A）

- 嘱託職員による下水道使用料（井戸水のみ下水道使用料）の訪問徴収を実施（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）
訪問件数 16 件，徴收件数 16 件，徴収額合計 36,836 円
- 嘱託職員による下水道事業受益者負担金（分担金）の訪問徴収を実施（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）
訪問件数 670 件，徴收件数 355 件，徴収額合計 6,178,820 円
- 下水道事業受益者負担金（分担金）の滞納者に対して，督促状及び催告書を送付
督促状送付（6，9，12，3 月）140 通，催告書送付（8，11，1 月）17 通

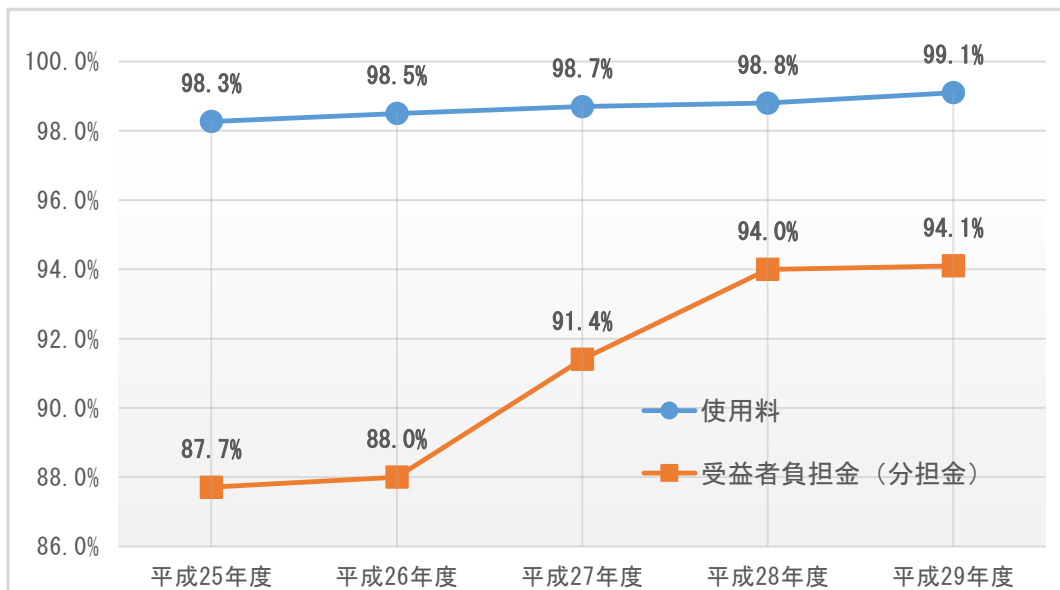
【実績値】

平成 29 年度下水道使用料 徴収率 99.1%（前年度比 0.3 ポイント増）

平成 29 年度下水道事業受益者負担金（分担金）

徴収率 94.1%（前年度比 0.1 ポイント増）

【下水道使用料，受益者負担金（分担金）の徴収率の推移】



平成 30 年度実施計画

下水道使用料・負担金等の徴収率の向上と納付の公平性を図るため、以下について取組を進める。

- 下水道使用料及び下水道受益者負担金（分担金）の口座振替を推進する。
- 井戸水のみ下水道使用料及び下水道受益者負担金（分担金）の滞納者に対して、訪問徴収の実施及び来庁要請書を送付し、納付相談の機会を増やす。また、下水道課職員による一斉滞納整理（訪問徴収）を必要に応じ実施する。
- 下水道受益者負担金（分担金）の滞納者に対して、督促状、催告書の送付及び徴収嘱託職員による訪問徴収を強化する。
- 5年の時効の中断を実施するため、下水道受益者負担金（分担金）の滞納者より、「未納の受益者負担金債務承認書」又は「未納の受益者負担金債務承認及び分納誓約書」の提出を受け、納付スケジュールを作成し徴収を行う。

【目標値】

下水道使用料収納率 : 前年度実績 99.1%以上

下水道事業受益者負担金（分担金）収納率 : 前年度実績 94.1%以上

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○接続率向上のための取組

- 水洗化普及指導嘱託職員の戸別家庭訪問による、下水道PR、接続指導を実施した。
供用開始お知らせ訪問 : 152 件 接続指導訪問 : 2,683 件
- 下水道課職員及び水洗化普及指導嘱託職員により、年 4 回 (6 月, 9 月, 11 月, 2 月) の水洗化強化訪問を実施した。
訪問体制 延べ 19 班 , 訪問件数 398 件

【実績値】

平成 29 年度下水道接続率 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(接続人口) 87,622 人 / (処理 (整備) 区域人口) 95,744 人 = 91.5%
(前年度比 0.9 ポイント増)

(処理区域別内訳)

○単独処理区*

勝田地区	95.4%
------	-------

○流域関連処理区*

勝田地区	99.9%
那珂湊地区	61.2%

平成 30 年度実施計画

水洗化の普及促進により下水道接続率を向上させ、事業収入の確保を図るとともに、より快適な生活環境を提供するため、以下について取組を進める。

- 水洗化普及指導嘱託職員の戸別家庭訪問による、下水道PR、接続指導を実施する。
- 下水道接続率の低い地域に対して、下水道課職員、水洗化普及指導嘱託職員及び県下水道課に職員派遣の依頼をし、共同での戸別家庭訪問による接続指導等を年 4 回 (6 月, 9 月, 11 月, 2 月) 実施する。
- 供用開始から 3 年以上が経過しているにもかかわらず、未接続で汲取り便所を利用している住民に対し、下水道法の規定に基づき、水洗便所への改造勧告及び接続指導を行いながら改造命令等で、水洗化普及を強化する。

【目標値】

下水道接続率 92.0%

(処理区域別内訳)

○単独処理区

勝田地区	96.3%
------	-------

○流域関連処理区

勝田地区	99.9%
那珂湊地区	61.5%

※単独処理区…終末処理場を市の下水浄化センターとする地区。

※流域関連処理区…終末処理場を那珂久慈浄化センターとする地区。

平成 29 年度実績（達成状況：A）

公園施設長寿命化計画に基づき平成 29 年度更新予定であった公園施設については、計画どおり 65 件について更新した。

また、修繕予定の施設については、計画していた施設の劣化度よりも損傷が進んでいる施設を優先して修繕を図ったことから、予定していた 46 件のうち修繕が完了したのは 37 件であった。

計画残の 9 施設は、次年度以降施設のさびや摩耗の進行状況に応じ修繕を実施することとした。

平成 30 年度実施計画

公園施設長寿命化計画に基づき劣化の激しい遊具、ベンチ等の公園施設については更新を行う。

また、さびや摩耗が見られる公園施設については、塗装や部材の交換等の修繕を行うなど予防保全を図りながら公園施設の長寿命化に取り組む。

- 計画更新実施件数 56 件
- 計画修繕実施件数 48 件

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○配水管の布設替えと財政負担の平準化の必要性

- 市内に布設されている配水管は、昭和 50 年代に布設されたものが多く、40 年の法定耐用年数を超え始めていることから、布設替えを進める必要がある。
- 一度に布設替えを行うことは、水道事業の財政運営に過度の負担を与える可能性が高いことから、財政負担の平準化を図るため、水道事業の財政計画を踏まえた更新計画の策定が必要である。

○布設替えの優先度調査

- 更新計画の策定にあたって、平成 28 年度までに配水管の老朽度や地盤等の調査を実施してきたが、平成 29 年度は更新優先度を検討するための管網評価を実施し、評価結果を点数化することで更新する際の基礎資料となる管路の優先順位付けを行った。

【評価項目】

評価項目	評価内容
水理面評価	市内の配水管における水圧、流速の適正について検討を行うため、コンピュータの管網解析によるシミュレーションを行い、55 箇所の実測水圧データと照合した。
水質面評価	管網解析により配水管内における水道水の残留塩素量について検証した。
老朽度評価	市内の地質データをもとに铸铁管の腐食による老朽化検討を行った。また、铸铁管以外の管については、布設年度を基に漏水の事故率を算出した。
耐震性評価	想定される地震から、管種による事故率を算出した。
重要度評価	浄水場又は配水場から重要給水施設（避難所、病院等）への配管経路（ルート）を抽出した。

平成 30 年度実施計画

○配水管網更新計画の策定

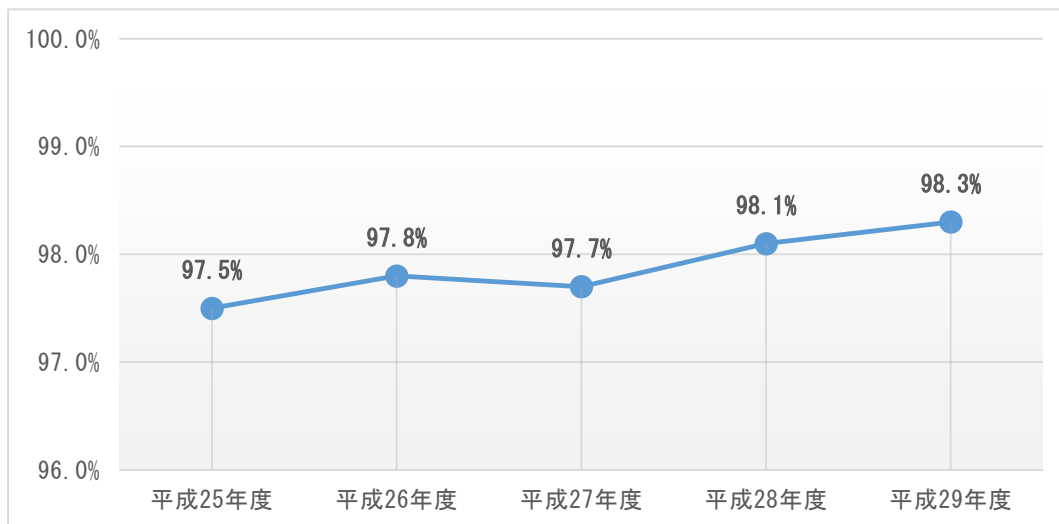
- 前年度行った管網評価に基づき、
 - ① 老朽化した配水幹線の更新
 - ② 重要給水施設へ向かう配水管の更新
 - ③ 管路更新を行う際の水道管口径の適正化
 - ④ 水圧管理を行うための管網再構築
 - ⑤ 水圧適正化のための配水ポンプ運転
 - ⑥ 残留塩素濃度の適正化のための残留塩素注入量について検討を加え、更新計画を策定する。
- 管路更新は、長期的に継続する事業であることから、将来あるべき管網を設定し、中長期的な財政計画に基づく更新計画の策定が必要である。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○水道料金徴収率

平成 29 年度	現年度	98.6%	過年度	82.2%	合計	98.3% (過去最高)
平成 28 年度	現年度	98.4%	過年度	80.8%	合計	98.1%
平成 27 年度	現年度	98.2%	過年度	77.2%	合計	97.7%

- 嘱託職員訪問件数 8,889 件 (平成 28 年度 : 9,443 件)
- 停水処分通知書発送件数 4,743 件 (平成 28 年度 : 4,845 件)
- 停水処分執行件数 681 件 (平成 28 年度 : 590 件)
- 市外転出者への催告書送付件数 73 件 (平成 28 年度 : 173 件)
- 市外訪問件数 34 件 (平成 28 年度 : 20 件)

【水道料金徴収率の推移】**平成 30 年度実施計画**

- 新規滞納者に対しては、督促状納期限後に嘱託職員が訪問して催告を行い、それでも納入・納入約束がない場合には、停水処分通知書を送付して、最終的には停水処分を行う。滞納常習者に対しては、基本的に訪問をせずに停水処分通知書を送付後に停水処分を行う。納入相談等により分納している滞納者については、不履行時には即停水処分を行う。
- 市外に転出した滞納者に対しては、停水処分を行うことができないため、催促書・納付書送付を行い、また、連絡先を把握している場合には電話にて納付を促す。それでも納入がない近隣市町村へ転出した滞納者については訪問を行う。
- 納入相談については、相手方の収入状況等に沿って柔軟に対応し納入額の増額や意識改革を促し、徴収率の向上を図る。
- 今年度も引き続き高額滞納者対策を強化する。納入相談を行った上で、納入確約書を

作成し、不履行時は即停水処分とする厳しい対応を徹底する。また、今年度から、積極的な電話による催告を取り入れる。市外転出の方はもちろんのこと、停水処分対象者においても、停水処分執行前に電話による催告を行うことで、約束や納入状況を確認し、停水執行日の訪問件数を減らして、効率良い滞納整理を目指す。

【目標値】

水道料金徴収率：前年度実績 98.3%以上

17 水道施設の更新

(水道事業所工務課)

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

市内の約 7 割の配水を担う上坪浄水場については、耐震性の高い水道施設とするため移転・改築事業を進めており、平成 29 年度は以下の工事に取り組んだ。

工事種別	工期	進捗状況
造成工事	平成 28～29 年度	工期限内に完了
更新工事 (第 2 期) 詳細設計業務委託	平成 28～29 年度	工期限内に完了
配水池建設工事	平成 29～31 年度	進捗率 11.0% (当初予定 10.0%)
配水管布設工事 (その 1)	平成 29 年度	工期限内に完了
導水管布設工事 (その 1)	平成 29 年度	不断水バルブの製作に不測の日数を要したため、施工時期が農繁期となることから、平成 30 年 12 月 30 日まで工期を延長

平成 30 年度実施計画

平成 30 年度は、沈殿池やろ過池、管理棟など、浄水場の根幹となる主要施設の建設工事に着手する。

工事種別	工期	工事内容	平成 30 年度末 目標進捗率
配水池建設工事	平成 29～31 年度	配水池 鉄筋コンクリート造、有効容量 18,600 m ³	90.0%
施設建設工事	平成 30～32 年度	浄水施設、配水施設、排水処理施設、管理棟等の土木・建築工事及び場内配管工事…一式	10.0%
機械設備工事	平成 30～32 年度	ポンプ設備、薬品注入施設、脱水機等の機械設備工事…一式	10.0%
電気設備工事	平成 30～32 年度	受電設備、計装設備、非常用発電設備等の電気設備工事…一式	10.0%
配水管布設工事	平成 30 年度	市毛地内 配水管 φ 600, φ 700 L = 180m	100%
導水管布設工事	平成 30 年度	市毛, 津田地内 導水管 φ 700 L = 400m	100%

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○学校施設の耐震化

学校施設耐震化整備計画に基づき、児童・生徒が安全に学校生活を送り、災害時の避難場所としての役割も果たす学校施設の耐震化工事を進めている。

平成 29 年度は、国の補助採択後の着手となった 4 校のうち、那珂湊第三小学校、勝田第二中学校の改築工事が完了した。繰越事業となった勝倉小学校については平成 30 年 7 月、三反田小学校については平成 31 年 1 月に完了見込みであり、これをもって市内小・中学校の耐震化事業は完了する。

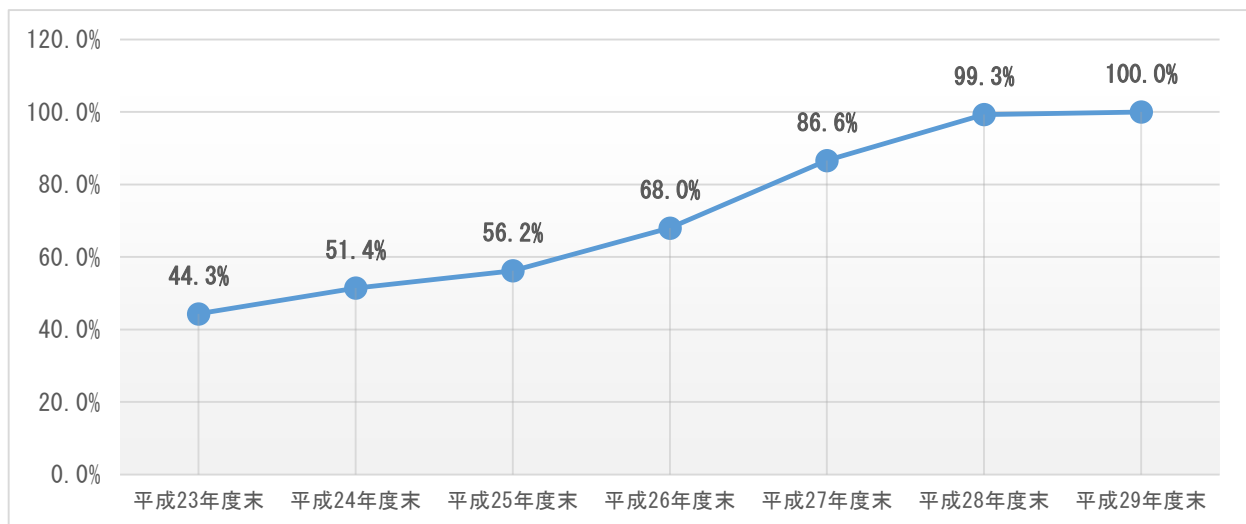


那珂湊第三小学校の新校舎



勝田第二中学校の新校舎

【耐震化率（小・中学校施設）の推移】



※耐震化率は、全棟数に占める耐震性を有する建物（耐震補強済みまたは昭和 57 年以降の新耐震基準を満たすもの）の割合。

※平成 30 年度に工事を繰り越した 2 校については、すでに旧校舎の解体工事に着手しており、文部科学省が示す耐震化率の算定方法では現に使用していない建物を計算から除くため、平成 29 年度末に耐震化率 100%となる。

○学校施設の整備

築30年以上を経過する学校施設の割合は、全体の72.7%を占めており、老朽化対策が課題となっている。施設の長寿命化に向けては、国庫負担金の活用など財源確保に努めながら、計画的に施設の改修を進めていく必要がある。

トイレ設備の洋式化・ドライ化や、給食室のドライシステム化など、施設の改修にあわせて衛生面・機能面の向上も図り、安全で快適な教育環境の整備に取り組んでいく。

- トイレ改修工事（計画期間 平成26～32年度 改修完了38箇所/改修計画83箇所）
計画していた18校19箇所のトイレ改修工事を完了した。
- 給食室改修工事（計画期間 平成23～35年度 改修完了4箇所/改修計画21箇所）
計画していた3校のうち、1校の給食室改修工事を完了した。残る2校については、校舎改築の繰り越しに伴い、平成30年度に完了予定である。
- 防水・外壁改修工事
計画していた4校4棟の防水・外壁改修工事を完了した。
- プール改修工事
計画していた1校のプール改修工事が完了した。

平成30年度実施計画

○学校施設の耐震化

耐震化事業の早期完了を目指し、前年度から繰り越した2校の改築工事を引き続き進める。

○学校施設の整備

引き続き老朽化の進行している施設・設備の改修工事を実施する。

- トイレ改修工事
平成32年度の完了を目指し、14校17箇所のトイレ改修工事を進める。
- 給食室改修工事
平成36年度の完了を目指し、2校の給食室改修工事を進める。
- 外壁・屋根改修工事
施設の防水機能の強化を図るため、外壁・屋根改修工事を3校3棟において実施する。
- プール改修工事
2校のプールについて実施する。

重点事項 4 市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革

1 公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）

（企画部企画調整課）

平成 29 年度実績（達成状況：A）

○第 2 次ひたちなか市地域公共交通総合連携計画及びひたちなか市地域公共交通網形成計画の推進

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、従来の地域公共交通総合連携計画に、まちづくりとの連携や、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築などの視点を加えた地域公共交通網形成計画を策定することとなった。これを受け、第 2 次ひたちなか市地域公共交通総合連携計画を発展させる形で、ひたちなか市地域公共交通網形成計画を策定した。

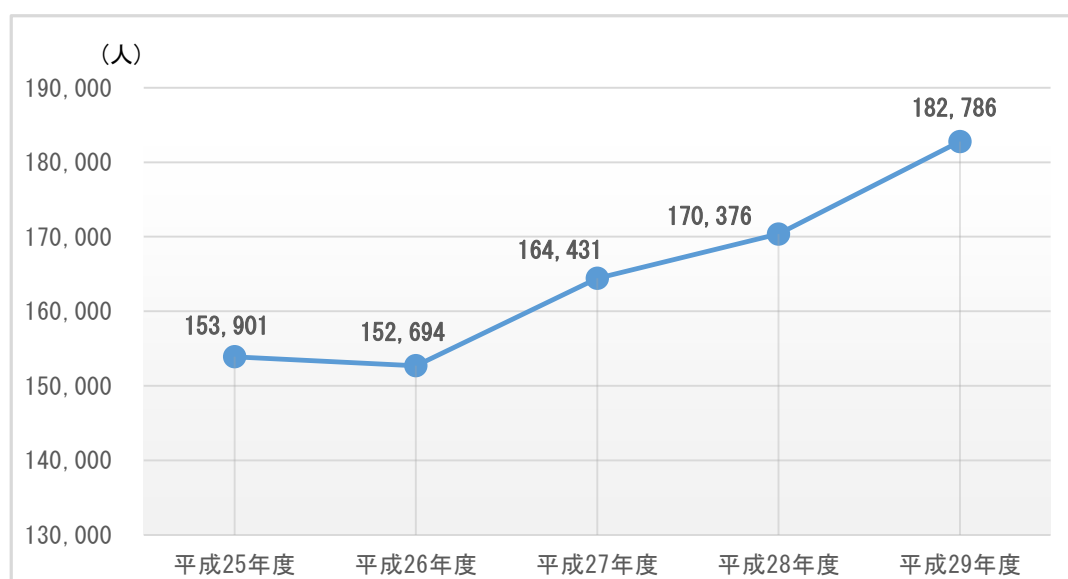
○スマイルあおぞらバスの利便性向上及び利用促進

- 子育て支援・多世代交流施設「ふぁみりこらぼ」のオープンにあわせ、平成 29 年 10 月 1 日にルート及びダイヤの一部見直しを実施した。（10 月から 3 月までの乗降人員乗車：462 人 降車：992 人）
- スマイルあおぞらバスの利用促進を図るため、8 月を小学生無料月間（利用者 806 人）とした。また、10 月 1 日のルート及びダイヤの一部見直しの周知を兼ね 10 月 10 日から 13 日まで料金を一律 50 円とした。
- 産業交流フェアにおいて、公共交通ブースを出展し利用促進や PR を実施した。また、バスの運転手体験や乗り方教室、落書きバス（落書きされたバスは市内を運行）などのイベントを実施し、子どもがバスに触れる機会を提供した。

【実績値】

平成 29 年度スマイルあおぞらバス利用者数：182,786 人（前年度比 7.3%増）

【スマイルあおぞらバス利用者数の推移】



平成 30 年度実施計画

○ひたちなか市地域公共交通網形成計画の推進

- スマイルあおぞらバスの充実・強化やひたちなか海浜鉄道湊線の延伸など、計画に定める事業の推進を図り、「市民の誰もが気軽に利用できる公共交通体系」の実現を目指す。

○スマイルあおぞらバスの利便性向上及び利用促進

- 高齢化の進展が著しい那珂湊地区における、買い物や通院などの日常生活の移動手段確保のためのワゴン車による新コース追加（平成 30 年 10 月予定）
- 路線改編及びダイヤ改正内容等の継続的な検証
- ホームページの充実による利便性向上
- 乗車無料デー、バスの乗り方教室、産業交流フェアでの公共交通ブース出展等による利用促進
- 路線バス、鉄道を含めた市内の公共交通機関を網羅したマップ内容の検討

【目標値】

スマイルあおぞらバス利用者数：188,500 人

※地域公共交通網形成計画に掲げる平成 30 年度目標値

平成 29 年度実績（達成状況：A）

○経営支援、設備投資に対する補助

- 経営支援補助 1,260 万円
- 設備投資補助 4,265 万円（うち 3,599 万円は平成 28 年度補正分）

老朽化した鉄道施設の修繕等に要する費用に対する設備投資補助については、近年、国からの補助金が鉄道事業者の要望どおりに交付されない状況となっており、特に車両整備に対する補助が減額されている。平成 29 年度の車両整備については、平成 28 年度に新設された訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を活用し事業を実施したが、補助額に上限（300 万円）が設定され、海浜鉄道に約 370 万円の負担が生じる結果となった。その他の事業については、国の補正予算を活用することで、事業者の負担もなく、実施することができ、安全性の向上が図られた。

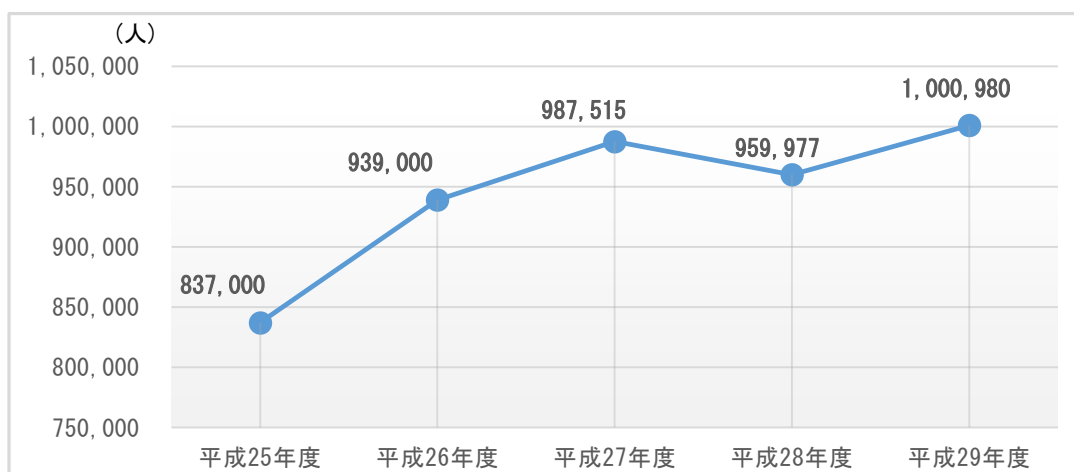
○延伸調査の実施

- 平成 29 年度は、事業許可の前提となる湊線延伸基本計画をとりまとめ、国土交通省と事業許可申請に向けた協議を行った。
- 湊線の収支予測について、延伸を行わない場合では、人口減少の影響による利用者の減により収支が悪化し、将来的に経営が困難になるとの結果であった。一方で、国営ひたち海浜公園まで延伸した場合の需要調査の結果、延伸区間の利用者は年間約 95 万人と見込まれることから、延伸により年間 220 万人の国営ひたち海浜公園への来園者をできる限り多く取り込むことが、ひたちなか海浜鉄道の経営を安定化させることにつながり、地域の生活を支える公共交通として湊線を長く存続させるために必要であると結論づけた。
- 延伸を見据えた湊線の利用促進策やひたちなか地区周辺の渋滞対策の一つとして、湊線沿線にパークアンドライド候補地（高田の鉄橋駅周辺、船窪土地区画整理事業地内）を選定した。また、道の駅については、国道 245 号沿いが望ましいとの結論に至り、候補地（6 か所）の選定や整備に向けての課題等の検討を行った。

【実績値】

ひたちなか海浜鉄道湊線利用者数：1,000,980 人（前年度比 104.3%）

【ひたちなか海浜鉄道湊線の利用者数の推移】



平成 30 年度実施計画

○経営支援、設備投資に対する補助

平成 30 年度からの 5 年間を計画期間とする湊線第三期基本計画に基づき、老朽化した鉄道施設の更新等により安全輸送の確保を図るとともに、経営の安定化を図るため継続して支援を行う。

- 経営支援補助 (1,300 万円)
- 設備投資補助 (3,133 万円)

○ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸実現に向けた取組

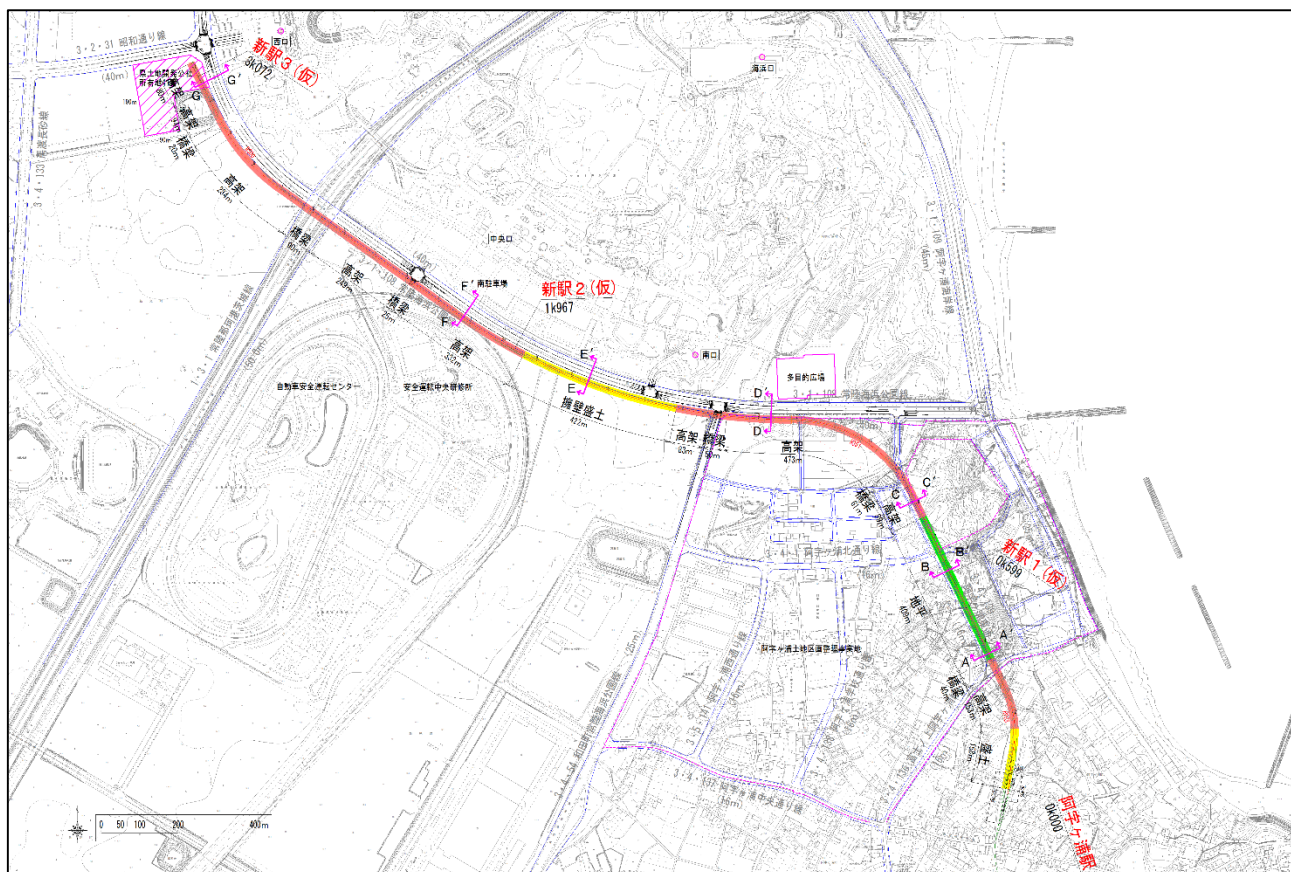
学識経験者を含めた検討会の開催や必要となる追加調査を行い、湊線延伸基本計画の精度を高め、平成 30 年度内に事業許可を取得する。

- 国営ひたち海浜公園来園者の交通行動調査 (4 月～5 月)
- (仮称) 湊線延伸検討会 (第 1 回目開催 7 月上旬)
- 事業許可申請 (8 月下旬)

【目標値】

ひたちなか海浜鉄道湊線 年間利用者数 1,000,000 人

○延伸ルート案



平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

- 平成 30 年 3 月末をもって、那珂湊第三小学校の代替校舎としての利用は終了した。
- 県立那珂湊第二高等学校跡地等利活用検討委員会を 9 月及び 12 月に開催し、以下について検討を行った。
 - ① フューチャーズミーティングや市民会議、学生ワークショップから出された提案及び施設の改修プラン
 - ② 那珂湊地区の総合型地域スポーツクラブであるみなと waiwai クラブや湊二小地区の自治会などからなる施設の管理運営組織の立ち上げ

平成 30 年度実施計画

○施設の利活用

- 施設の管理運営組織「しおかぜみなと」の立ち上げを支援する。
- 利活用の開始に向けて改修工事を行う。
- 「しおかぜみなと」が行うスポーツ、文化活動その他の活動を支援する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○いばらき公共施設予約システムによる情報提供

いばらき公共施設予約システム*に「子育て支援・多世代交流施設（ふぁみり・こらぼ）」を追加登録し、パソコン・スマホを利用した電子申請による貸室（13室）予約を開始した。平成 30 年 1 月から 3 月までの間にシステムを利用した予約が 401 件あった。

○オープンデータライブラリの整備

オープンデータ*の公開について、先進自治体を参考に公開規約の制定準備及び公開データの選定を進めた。また、市公式ホームページへの公開に向け、公開用の標準書式を整備した。

○窓口対応用タブレットの導入

市役所窓口での外国人や聴覚障害者に対する対応力向上のため、多言語音声翻訳や筆談などコミュニケーション支援を目的とした窓口対応用タブレット端末の導入を図った。

平成 30 年 2 月にタブレット 4 台を導入し、市民課（本庁舎 1 階用）、障害福祉課（福祉事務所用）、那珂湊支所に配置したほか、貸出用を 1 台用意した。導入したタブレットには、多言語翻訳アプリ（ボイストラ）及び聴覚障害者とのコミュニケーション支援アプリ（スピーチキャンバス）を設定した。スムーズな意思疎通に役立つとともに、来窓者だけでなく対応する職員にとってもストレスを軽減できる有効なツールとなっている。

また、LTE（携帯電話回線）データ通信によるインターネット接続に対応していることから、公共施設の利用案内や地図案内に活用するなど、視覚的にわかりやすい窓口対応に寄与している。

平成 30 年度実施計画

○オープンデータライブラリの整備

オープンデータライブラリの公開規約の制定を進めるとともに、公開データの整備を行う。

※いばらき公共施設予約システム…パソコンや携帯電話から公共施設の空き状況を照会したり、公共施設の利用申込をすることができるサービス。

※オープンデータ…公表することを前提として誰もが二次利用が可能なデータ形式で作成する、行政が保有する地理空間情報、防災・減災情報、統計情報などの公共データ。

5 救急医療及び地域医療体制の充実(医師確保支援事業) (福祉部健康推進課)

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

救急搬送や高度な検査・治療の対応については、豊富な知識及び経験を有する医師が診療に従事している必要がある。しかしながら、県北地域では医師不足が深刻化しており、本市においても市外の医療機関に頼らざるを得ない場合もあることから、本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院が行う医師確保対策に対して財政支援を行うことで、高度医療及び地域医療の充実を図っている。

○麻酔科医の確保

- 救急医療や高度医療に不可欠な麻酔科医の確保を支援するため、医師の確保に要する費用の一部を補助している。
- 平成 29 年度の補助金額は 1,390 万円で、昨年度に引き続き麻酔科医 2 人を確保した。

○社会連携講座の充実

- 市内医療機関の医師と高度医療専門医の連携を推進することにより、超高齢化社会に対応することのできる地域医療体制の構築を目指すため、日立製作所ひたちなか総合病院が筑波大学との間で締結した「地域医療・先端医工連携講座」の実施に係る費用の一部を補助している。
- 平成 29 年度の補助金額は 3,254 万円で、筑波大学附属病院から派遣される高度医療専門医について、前年度よりも 1 人多い 6 人（消化器内科・消化器外科・呼吸器内科・リウマチ科各 1 人、神経内科 2 人）を確保することで、地域医療体制における中核医療機関としての機能強化に努めた。

平成 30 年度実施計画

○日立製作所ひたちなか総合病院に対する財政支援

- 日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や高度医療に必要な麻酔科医、高度医療専門医を確保するため、継続して財政支援を行う。

○地域医療体制の充実

- 医師不足の解消に向け、地域医療の支援体制を充実させるため、社会連携講座により筑波大学附属病院から派遣される高度医療専門医の増員について日立製作所ひたちなか総合病院を通して引き続き要望する。

平成 29 年度実績（達成状況：A）

みんなのみらい支援室では、市内在住の中学生までの子どもとその保護者や教職員を対象に、発達や情緒に関する悩みや成長に関する心配事についての相談事業を実施している。

さらに、支援環境の向上を図るための取組として、保護者や教職員が支援を要する子どもたちの特性について正しく理解し、適切な支援手法を用いて対応できるよう各種講習会を実施した。

○教職員向け講習会の実施

- 保育士や幼稚園教諭を対象として、幼児期における発達支援に必要なスキルを学ぶための講習会を実施している。
- 平成 29 年度は 6 回の開催で 30 人が参加し、支援者間の情報交換や支援内容の検討によるスキルアップを図ることができた。

○保護者向け講習会の実施

- 小学生の保護者を対象に、発達課題に関する基礎知識や周囲の対応方法について学習する機会を設けることで、支援環境の向上に取り組んでいる。
- 平成 29 年度は市内 12 校において実施し、855 人が参加した。

○出前講座の実施

- 小学校 1 校、中学校 1 校からの依頼により、発達障害を抱える子供の支援と福祉サービスに関する講座を開催し、教職員 72 人が参加した。

平成 30 年度実施計画**○教職員向け講習会の実施**

- 保育士や幼稚園教諭など支援者を対象として発達支援に必要なスキルの向上のための講習会を実施する。
- 支援者間の情報交換や支援内容の検討によるスキルアップを図る。

○保護者向け講習会の実施

- 市内小学校の保護者を対象に、発達課題に関する基礎知識や周囲の対応方法について学習する機会を設け、支援環境の向上に取り組む。

○出前講座の実施

- 発達支援について理解を深めたいという要望に応じた出前講座を実施する。
- 地域全体で支援するため、各種団体等への働きかけを積極的に実施する。

7 子ども子育て支援の推進（福祉部児童福祉課・教育委員会事務局総務課・学務課）

平成 29 年度実績（達成状況：A）

○ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画の推進

- 子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策について、「子ども・子育て審議会」を2回開催し、進捗状況を管理するとともに幼稚園の定数等について協議するなど、計画的な推進に努めた。
- 平成 29 年 10 月にオープンした新たな子育て支援センター「ふぁみりこ」は、想定を超える 1 日平均約 160 人に利用されるなど、市の子育て支援の拠点となっている。

○子育て支援家庭訪問事業

- 子育てにおいて不安を抱える家庭をボランティアが訪問する「子育て支援家庭訪問事業」については、事業を担う NPO 法人「たまり場 ぽぽ」と連携しながら、2 回の事業説明会を実施するとともに、ビジター養成講座を開催し、計 9 名のビジターを養成した。さらに、平成 30 年度の本格的な訪問開始へ向けて 5 家庭に対し先行的に訪問を実施し、訪問活動の効果や直面した課題等について検証を行った。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

- 育児や生活の手助けができる方（協力会員）と手助けを受けたい方（利用会員）をつなぐ会員組織である「ファミリー・サポート・センター事業」については、市報やホームページで広報するとともに、「ふぁみりこ」でのイベント開催時等の様々な機会を活用して事業を PR するなど取組を進めたことから、支援を担う協力会員は 17 人増加し 180 人となった。

○子育て応援宣言企業

- 子育て応援企業等登録制度については、商工会議所と連携しながら会報とあわせてチラシを配布するとともに、個別に案内文を配布するなど取組を進めたことから、平成 29 年度中に 12 事業所等が新たに登録し、平成 30 年 3 月末日現在計 16 の事業所等が登録している。



新子育て支援センター「ふぁみりこ」



ファミリー・サポート・センター事業

○佐野保育所の閉所

- 代替保育所を整備するとともに、在所児童保護者へ丁寧に対応しながら、平成30年3月末日をもって円滑に閉所することができた。また、跡地の利活用については、地元コミュニティや自治会と協議を進めてきたが、地元へ資する利活用は困難であることが結論付けられたことから、取り壊すこととなった。

○子ども・子育て支援に関する窓口の一本化

- 未就学児に係る関連窓口や政策のあり方について、市長部局への一元化を進めている日立市を視察するなど、検討を進めてきた。

○公立幼稚園の適正配置

- 公立幼稚園では園児数の減少に伴い適正な規模での望ましい幼児教育を実施することが困難になっていることから、公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、幼児教育に適した環境を確保するため、平成29年5月に「ひたちなか市立幼稚園再編計画」を策定し、公立幼稚園の再編に取り組んでいる。
- 再編後の公立幼稚園が果たすべき役割を、「特別支援教育の実施」、「幼児教育の研究・実践」、「子育て支援」としたことを踏まえ、先進事例として日立市における公立幼稚園での特別支援教育等の取組について視察を実施した。
- 幼稚園教諭や関係課職員で構成する「公立幼稚園のあり方検討会」を開催し、今後の公立幼稚園の役割を見据えた幼稚園教諭の人材育成や、再編過程で5歳児のみの保育となる園同士の交流保育の実施など、再編に向けた取組内容の検討を進めた。

○公立幼稚園再編スケジュール

	幼稚園名	H29	H30	H31	H32	H33	備考
勝田地区	勝倉▶	▶	▶	H31年度末閉園
	市毛▶	▶	▶	H31年度末閉園
	佐野	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	存続
	高野▶	▶	▶	H31年度末閉園
	東石川	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	存続
那珂湊地区	那珂湊第一	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	存続
	那珂湊第二▶	▶	▶	H31年度末閉園
	那珂湊第三	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	存続
	平磯▶	▶	▶	H31年度末閉園 ※休園中
	磯崎▶	▶	▶	H32年度末閉園

○私立幼稚園の新制度への移行

- 本市に所在する私立幼稚園 6 園から、子ども・子育て支援法の枠組みにおける幼稚園へ移行する方針が示され、新制度移行のための確認手続きを経て、平成 30 年度から移行することとなった。
- 各園の保護者に対しては、新制度への移行に伴って新たに発生する支給認定手続き等について混乱が生じることのないよう、各園と連携して説明に努めるとともに、市報等により周知した。
- 新制度移行後の利用者負担額については、保護者の所得に応じて市が定めることから、旧制度における保護者負担額*と同程度となるよう調整を図るとともに、低所得世帯等にも配慮した設定を行った。



魚釣り遊びを楽しむ園児たち



屋外での活動の様子

※旧制度における保護者負担額・・・旧制度では、私立幼稚園各園がそれぞれに設定した保育料を保護者が園に支払い、市は幼稚園就園奨励費により保護者に対してその所得に応じた支援を行う仕組みとなっていた。旧制度における保護者負担額とは、保育料から幼稚園就園奨励費を差引いた後の金額をいう。新制度の利用者負担額は保護者が園に支払う。

平成 30 年度実施計画

○ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画の推進

- 子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策について、「子ども・子育て審議会」において協議しながら、計画的な推進に努めていく。

○子育て支援家庭訪問事業

- 事業を担う N P O 法人「たまり場 ぽぽ」へ活動に係る経費を補助し、事業の本格的な受付を開始するとともに、ビジター養成講座を開催し、新たなビジターを養成しながら取組を進めていく。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

- 引き続き市報やホームページを活用し周知を進めるとともに、イベント開催時などの機会を活用して事業を P R するなど取組を進めながら、支援を担う協力会員の更なる拡大に取り組んでいく。

○子育て応援宣言企業

- 子育て応援企業等登録制度については、登録時業者の拡大へ向けて、事業所等への案内・啓発に引き続き取り組んでいく。

○子ども・子育て支援に関する窓口の一本化

- 未就学児に係る関連窓口や政策のあり方・一元化について、市民の利便性や政策の一体性の観点から検討を進めていく。

○公立幼稚園の適正配置

- 特別支援教育や幼保小連携等の取組について、研修などにより職員や幼稚園教諭の専門知識の充実を図るとともに、関係機関との協議により具体的な取組内容の検討を進めていく。
- 来年度末での閉園を予定している園については、平成 30 年度に新 4 歳児の入園募集は行わず、最終年度に 5 歳児のみの保育となることから、閉園する園同士の交流保育を実施するなど、園児の教育環境に配慮しながら閉園に向けた取組を進めていく。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○耕作放棄地流動化事業の見直し

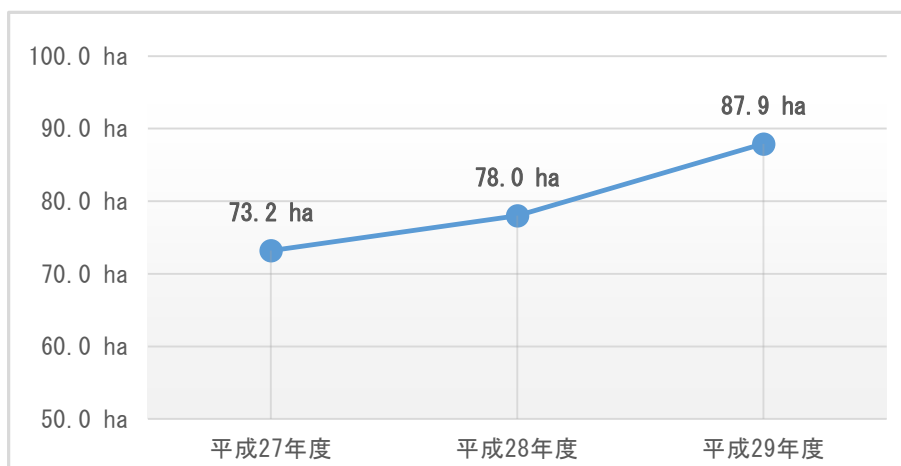
- 耕作放棄地流動化事業[※]については、補助金の内容を見直し、農地中間管理機構[※]を通して利用権を設定した場合や認定農業者等の場合には、補助対象面積が一定以上の場合に補助金を上乗せすることとした。

耕作放棄地流動化事業：実施面積 47.2 a 補助額 106,910 円

- 県の農地中間管理機構との連携により農地集積の促進を図ることで、耕作放棄地の拡大抑制に努めた。

中間農地管理事業：実施面積 52.7 a

【市内の耕作放棄地の面積の推移】



○地理情報システムの導入

- 農業委員会が導入している全国統一規格の農地情報公開システムについては、使用方法が煩雑で耕作放棄地の地理情報管理に利用できていない。
- 現在行っている荒廃農地調査の範囲を広げ、農業委員会が行う遊休農地調査との連携を図り、耕作放棄地の実態把握に務めた。

○データの整備

- 茨城県域統合型 GIS[※]に農政の関連事業のデータの入力作業を行ってきたが、精度を上げるため、随時最新情報への更新を行った。

※耕作放棄地流動化事業…市内の耕作放棄地を解消するため、補助金を交付することにより耕作放棄地の再生化及び流動化を図る事業。

※農地中間管理機構…耕作者がいない農地の所有者から農地を借り受けて再生・整備し、経営規模の拡大を目指す農業者にまとめて貸し出す「農地の中間的受け皿」として県が設置する組織。

※GIS (Geographic Information System) …地理情報システムの略で、地図とそれに関連する情報をもたせ、様々な地理情報を一元的に扱うことのできるシステム

平成 30 年度実施計画

○耕作放棄地流動化事業

- 認定農業者等担い手に事業内容の周知を徹底し，耕作放棄地の解消を進める。また，農地中間管理機構との連携を密にし，耕作放棄地になる前に担い手への農地集約を図ることにより耕作放棄地の拡大抑制に努める。

○地理情報システムの利用検討

- 茨城全域統合型 GIS を利用した耕作放棄地情報管理ができないか検討していく。
- 上記の元データとなる荒廃農地調査について引き続き調査範囲を広げながら，農業委員会が行う遊休農地調査との連携を図り，詳細な耕作放棄地の実態把握に努める。
- 現在，茨城全域統合型 GIS を利用している農政関連のデータについては，随時最新情報への更新に努める。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

災害時協力員として、賛同を得られた水道事業所 OB 職員 16 名を登録。平成 29 年度総合防災訓練において、水道事業所職員とともに各自主防災会と協力し応急給水等の訓練を行った。

災害時の応急給水に関し、平成 28 年度にひたちなか市医師会所属の医療機関に対し実施したアンケート調査の結果、フレキシブルタンクを使用した給水については、4 割の機関が人員・車両等の手配ができず困難と回答した。水道事業所の対応にも限界があるため、生活安全課や消防本部等との連携について協議中である。

平成 30 年度実施計画

災害時協力員については、引き続き協力を得られる OB 職員を募るとともに、平成 30 年度総合防災訓練においても災害時協力員参加のもとで訓練を行い、応急給水体制の強化を図る。

医療機関への応急給水については、各種関係団体との連携が不可欠であることから、協力体制の構築に向けて協議を進める。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

少子高齢化の進行に伴い市内の小・中学校の児童・生徒数は減少が続いており、今後もその傾向が続くものと見込まれる。こうした中で、一部の学校では児童・生徒の減少に伴って 1 学年 1 クラスが恒常化しており、複式学級も導入されている。児童・生徒が集団生活の中で多様な人間関係を築くことができる教育環境を整えるため、平成 24 年 2 月に策定した「ひたちなか市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づく学校教育の充実を推進している。

○平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区

児童・生徒数が減少傾向にある平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区では、集団生活の中で児童・生徒が互いに切磋琢磨できる環境づくりを目指し、クラス替えの可能な 1 学年 2 クラスの学校規模を確保するため、平磯小学校・磯崎小学校・阿字ヶ浦小学校と平磯中学校・阿字ヶ浦中学校の 5 校を統合した小中一貫校を設置することとし、平成 33 年度の開校に向けた準備を進めている。

- 地元自治会やコミュニティ組織、保護者の代表者、統合対象校の教職員、及び庁内関係部署との協議を行いながら、校舎や体育館等の配置や間取り・外観等を決める建築基本設計を取りまとめた。また、学校用地及びその周辺道路と新駅までの道路等の測量・設計、取得予定の土地の価格を調査するための不動産鑑定と土地評価、及び建設用地内の住宅や立木の補償料算定を行った。
- ひたちなか海浜鉄道湊線の平磯駅と磯崎駅の中程に建設を予定している新駅の駅前広場や、通学路となる統合校周辺道路の整備方針を取りまとめ、各地区からの通学方法、通学ルートや安全対策等について、各学校の保護者や地元自治会、コミュニティ組織に対する説明会を開催し、意見交換を行った。
- 庁内組織である「平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等推進委員会」を 3 回開催し、学校運営等検討部会、施設設備等検討部会、通学等検討部会、校名等検討部会、跡地利用検討部会の 5 部会において、全体行程通りに事業が進行していることを確認した。

【平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区の児童生徒数及び学級数の推移】

年度 学校名	S60 年度 [1985]	H7 年度 [1995]	H17 年度 [2005]	H27 年度 [2015]	H30 年度 [2018]	H33 年度 [2021]
平磯小学校	472 (14)	405 (13)	297 (11)	220 (8)	208 (6)	172 (6)
磯崎小学校	263 (9)	219 (7)	138 (6)	57 (6)	57 (5)	49 (5)
阿字ヶ浦小学校	210 (6)	187 (6)	119 (6)	88 (6)	93 (6)	96 (6)
平磯中学校	404 (11)	336 (9)	228 (7)	154 (6)	139 (5)	143 (6)
阿字ヶ浦中学校	131 (4)	108 (4)	77 (3)	69 (3)	41 (3)	45 (3)
合計	1,480 (44)	1,255 (39)	859 (33)	588 (29)	538 (25)	505 (26)

※平成 30 年度までは実績。

※平成 33 年度については、平成 28 年 5 月 1 日時点の住民基本台帳に登録されている地区内の各年齢の子どもが、そのまま開校時に在籍するものとして推計。

※()内は普通学級のみ学級数。

○枝川地区

在籍児童数が市内で最も少ない状況が続いている枝川小学校では、入学予定児童が他区の小学校へ入学するなど児童数の更なる減少が進行し、複式学級が常態化しており、学校の適正な規模や配置が確保されていない状況にある。そのため、隣接地域の小学校との統合を基本方針として、PTA との合意形成に取り組んでいる。

- 教育委員会の方向性として、子どもたちにとってより良い教育環境を整えていくために学校の規模や配置を適正化していくことが必要であり、隣接地域の小学校との統合が望ましいという考えを示した。

【枝川小学校の児童数及び学級数の推移】

年度 区分	S60 年度 [1985]	H7 年度 [1995]	H17 年度 [2005]	H27 年度 [2015]	H30 年度 [2018]
児童数	152	93	73	30	20
学級数	(6)	(6)	(6)	(4)	(3)

平成 30 年度実施計画

○平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区

- 引き続き各検討部会の進捗に応じ、推進委員会を開催する。
- 各部会において検討を重ねてきた統合校の基本方針等については、集約を行い統合校の基本構想として取りまとめる。
- 不動産鑑定、土地評価、及び補償料算定結果に基づき、用地交渉を進める。
- 施設計画については、基本設計に引き続き、学校関係者、庁内関係部署等と調整しながら実施設計に取り組む
- 通学方法、通学路に関する基本方針に基づき、引き続き課題等の抽出と対応策について協議していく。

○枝川地区

- 具体的な構想等も提示しながら、PTA 及び学校等とより良い教育環境の形成に向けての諸課題等について協議を進めていく。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休業期間中において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の小学校 20 校全てに放課後学童クラブを開設している (1 校あたり 1~3 クラブの 34 クラブ)。より安全安心で責任ある学童クラブを運営するため、平成 29 年度は以下の取組を行った。

○放課後児童支援員の処遇改善と認定資格の計画的な取得

- 学童クラブにおいて児童が安心して過ごすための生活指導や育成支援を行う放課後児童支援員については、これまで有償ボランティアとしていたが、その責務を明確化するため、嘱託職員として任用することとした。国から示されている配置基準に従い、1 クラブ 2 人を基本として 34 クラブに 67 人を採用した。
- 放課後児童支援員の資質向上を図るため、認定資格の計画的な取得を進めている。平成 29 年度においては、県が行う放課後児童支援員認定資格研修に 31 人が参加し、嘱託職員 67 人中 54 人が有資格者となった。

○有料化の検討

- 専用教室や空調設備の設置等の環境の整備、放課後児童支援員の質の向上を図るため、平成 30 年度から保護者負担を導入することについて検討を進め、月額利用料金 2 千円を基本として平成 30 年 10 月利用分から有料化することを決定した。

○クラブ運営の効率化

- 児童や放課後児童支援員の入退室管理を行うとともに、青少年課との情報共有を充実させ、より安全安心かつ効率的なクラブ運営を図るため、各クラブに ICT 機器の整備を計画したが、有料化に伴う諸環境システム整備と一体的に検討し、クラブの実態に適した費用対効果の高いシステムを導入するため、平成 30 年度に整備することとした。



専用教室 (高野小学校)



学童クラブで過ごす児童たち

平成 30 年度実施計画

○クラブ運営の充実と効率化

- 嘱託職員による放課後児童支援員を増員し、1 クラブ 3 人配置を基本とすることで、学童クラブ運営の充実を図る。また、県が行う放課後児童支援員認定資格研修に支援員を積極的に参加させ、認定資格の計画的な取得を進めるとともに、学童クラブでの育成支援に役立てるために、各種研修を実施して支援員の資質向上を図る。
- 利用児童数の増加及び余裕教室が不足している堀口小学校の学童クラブに、プレハブの専用教室を建設する。
- 青少年課と各クラブとの間の連絡用機器としてスマートフォンを導入し、アプリを活用した情報共有の充実を図る。
- 児童や支援員の入退室管理システムについては、スマートフォンの活用も含め、クラブ運営の充実や効率化に資する費用対効果の高いシステムを検討する。

○有料化の実施

- 利用料金の徴収方法や減免基準等の検討を進め、保護者や支援員への周知に努めながら、平成 30 年 10 月からの学童クラブ有料化を円滑に実施する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

昭和 49 年 5 月の開館から 40 年以上が経過して老朽化が進んでいるひたちなか市立中央図書館の建替えについて、総合的に調査、検討、協議等を行うために平成 28 年に市内に設置した「ひたちなか市立新中央図書館整備検討委員会」を下記のとおり開催し、検討結果を「中央図書館整備調査報告書」として取りまとめた。

○ひたちなか市立新中央図書館整備検討委員会の開催内容

- 第 1 回検討委員会
中央図書館の現状及び特性と問題点、市の概要・まちづくりの方向性と新中央図書館の位置付け等について
- 第 2 回検討委員会
新中央図書館のあるべき姿と整備方針、蔵書規模等について
- 第 3 回検討委員会
新中央図書館のサービス方針、整備候補地等について
- 第 4 回検討委員会
中央図書館整備調査報告書（案）について

○中央図書館整備調査報告書の概要

- 新中央図書館の整備理念：「まなび・みのり・あそびでまちの未来を拓く図書館」
- 新中央図書館の蔵書規模：収蔵冊数約 50 万冊（現在は 23.4 万冊）
- 新中央図書館の施設規模：延床面積約 4,800～5,500 m²（現在は約 1,868 m²）
- 中心市街地または隣接する地域において、建替えを行う整備候補地を複数抽出し、上記の施設規模等の要件に基づく整備イメージにより単純比較を行った。

平成 30 年度実施計画

市民ニーズを把握するため、アンケート調査やワークショップなどを実施するとともに、平成 30 年 3 月にまとめた「中央図書館整備調査報告書」の内容をふまえ、引き続き「ひたちなか市立新中央図書館整備検討委員会」を開催し、下記について総合的な検討・協議を進めていく。また、検討・協議を行った下記の内容などを「新中央図書館整備基本計画」にまとめ、中央図書館の建替えによる蔵書の充実やバリアフリー化、I C タグシステムの導入等の機能向上が早期に達成できるように努める。

○新中央図書館整備基本計画（案）の概要

- 新中央図書館のサービス計画
- 新中央図書館の施設計画
- 新中央図書館の管理運営方針
- 新中央図書館の事業実施計画

重点事項 5 効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革

1 情報セキュリティ対策の更なる強化

(企画部情報政策課)

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○情報セキュリティ強化の補完対策

平成 28 年度に実施した情報セキュリティ強化において、インターネット接続環境と LGWAN^{*}など行政専用ネットワークシステムとの分離を図った。その結果、市ホームページの閲覧・更新、Eメールの添付ファイル取得など、インターネット接続が必要な一部の業務において作業効率が低下したため改善策を検討した。

- ホームページ更新作業については、インターネットに接続すること無く、LGWAN 環境下で行えるシステムについて検討を行った。引き続き、費用対効果を考慮しつつ導入を検討して行くこととした。
- Eメール添付ファイルをインターネット系から LGWAN 系に取り込む場合などには、「いばらきセキュリティアクラウド」のファイル共有システムを利用している。ファイルの危険性について、発信元の信用情報などに基づき所属長が判断し、ファイルの取り込みを承認する仕組みとしていたが、承認処理に手間がかかるうえ、ファイルの安全性を完全に判断することは困難な状況であった。このため、全てのファイルは無害化処理した上で共有するシステムの構築に着手した。(平成 30 年 7 月を目途に導入予定)
- 外部からの Eメールの受信について、危険と判断されたものは「いばらきセキュリティアクラウド」に到達する前の段階でブロックされるため、LGWAN 環境下で着信待機していても、発信元から Eメールが送られたことさえ認知できない状況であった。このため、ブロックされたメールの受信日時、送信者、タイトルを「いばらきセキュリティアクラウド」から取得し、その一覧を庁内 LAN で情報提供するよう運用の改善を図った。確実に受信する必要がある発信元のメールアドレスをホワイトリスト^{*}に登録することで、以後、必要なメールの受信が可能となった。(平成 29 年 7 月開始 (ホワイトリスト登録件数 460 件))

平成 30 年度実施計画

○情報セキュリティ強化の補完対策

情報セキュリティ強化のために導入した現行システムのリース期間は平成 33 年度までであり、引き続き、運用方法の見直しを含め、業務の効率化に寄与する補完システムの導入等について検討を行う。

^{*}LGWAN (Local Government Wide Area Network) …総合行政ネットワーク。地方公共団体の組織内ネットワーク (以下「庁内 LAN」という。) を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム。

^{*}ホワイトリスト…注意・警戒する必要がないもののリストのこと。あらかじめホワイトリストに登録しておいたアドレスからの Eメールは、迷惑メールとしてブロックされることなく受信することが可能になる。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

○「ひたちなか市人材育成プラン」の改訂

- 平成 29 年度をもってひたちなか市人材育成プラン（第 1 次改訂版）の計画期間が終了になるため、第 2 次改訂（計画期間：平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間）を行った。
- 改訂後のプランは、まちづくりの一角を担う職員の人づくり・職場づくりを目的とした、職員一人ひとりの資質向上と長期的な視野に立った能力開発に向けて全庁的に取り組む行動計画であり、地方分権の進展や働き方改革の推進など社会環境の変化や職員構成の変化（50 歳代職員の減少、20 代職員・女性職員の増加）など本市の現状を踏まえた内容とした。

○年次研修計画に基づく研修の実施

- 平成 29 年度職員研修計画に基づき、階層別研修、政策課題研究研修など予定していた研修を全て実施し、職員の事務処理能力や課題解決能力等の向上を図った。また、意欲的・主体的に自らの能力の向上を目指す職員に対しては、自主的な研修サポートや自己啓発の機会を提供した。全体の受講者数は、前年度比 369 人増の延べ 1,497 人となった。

【平成 29 年度実施研修】

研修区分	研修のねらい	研修名称 (延べ受講者数)
自主研修	職員が自らの意思に基づいて行う研修	通信教育 (2 人) e-ラーニング (48 人) 資格取得援助 (9 人) トワイライトパソコンセミナー (33 人)
実務・教養研修	実務を遂行するうえで必要な知識、技能、態度や時代に即応できる幅広い教養を習得する研修	パソコン研修 (15 人) 財務会計実務研修 (99 人) 庁内行政セミナー (202 人) 建設工事等監督職員研修 (13 人) 手話研修 (3 人) ビデオセミナー (501 人)
階層別研修	新任職員研修や管理者研修など、各階層の職員が公務を遂行するうえで必要な知識、技能、態度等を習得する研修	新任職員・新任係長・課長補佐・課長研修など各階層別研修 (302 人)
特別研修	重点課題や専門的な業務遂行能力向上に対応するために個別に実施する研修や派遣研修	政策課題研究研修 (10 人) 不当要求防止責任者講習会 (29 人) 職員スキルアップセミナー (30 人) 【派遣研修】 茨城県自治研修所 (13 人) 市町村アカデミー (9 人) 自治大学校 (2 人) 全国建設研修センター (6 人) 海外派遣研修 (2 人) 県等実務派遣研修 (4 人) 人材マネジメント部会派遣研修 (3 人)

ほか

平成 30 年度実施計画

○年次研修計画に基づく研修の実施

- 例年実施する研修については、年次研修計画により各種研修を実施し、様々な行政課題に対応し得る人材の育成を図るとともに、公的専門研修機関への派遣等により専門的知識を習得する機会の提供に努める。
- 意欲的で自らの能力向上を目指す職員に対しては、自主的な研修のサポートや自己啓発の機会を提供する。
- 平成 30 年度から新たに行う研修として、働き方改革，女性活躍推進など時勢に合った「重点課題行政セミナー」研修を実施する。
- 研修・講座内容の充実を図るため、受講者アンケートの結果を検証していく。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)**○制度の理解促進のための研修の実施**

- 階層別研修の課長級職員を対象とした研修において、人事評価制度の理解と評価者としての基礎的能力を向上させる研修を実施し、新任職員研修においては、人事評価制度の仕組みに関する理解促進のための研修を実施した。

○評価結果の人材育成への活用及び会計年度任用職員制度[※]導入に向けての準備

- 常勤職員については、人事評価の評価結果を人材育成(研修による職員の能力開発等)へ活用させることや勤勉手当に反映させるため、現行制度の見直しの検討を進めた。
- 地方公務員法の改正により平成 32 年度から新たな身分として創設される会計年度任用職員についても人事評価の対象となることから、国からの通知や事務処理マニュアルなど制度に関する情報収集を行い、制度理解に努めた。

平成 30 年度実施計画**○制度の理解促進のための研修の実施**

- これまで実施してきた課長級及び新任職員を対象とした研修に加え、係長を対象に研修を実施し、評価者の共通理解を図るとともに、評価能力の向上及び人事評価を通じた人材育成能力の向上を図る。

○評価結果の人材育成への活用及び会計年度任用職員制度導入に向けた制度設計

- 常勤職員については、人事評価の評価結果を人材育成(研修による職員の能力開発等)へ活用させることや勤勉手当に反映させるため、引き続き、現行制度を見直し、制度運用の改善を図る。
- 会計年度任用職員については、人材育成や勤務成績に基づく再度の任用に人事評価制度を用いる必要があることから、制度の導入に向けた制度設計を行う。

※会計年度任用職員制度…地方公務員法の改正により平成 32 年 4 月から導入される制度。地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直すため、新たに会計年度任用職員という身分を創設する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)**○様々な行政課題に対応するための組織改編**

- 全ての児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、増加傾向にある食物アレルギーへの対応をはじめとした学校給食の提供体制を強化するため、教育委員会事務局学務課内に学校保健及び学校給食に関する事務を専門的に取り扱う部署として、「保健給食室」を設置した。

平成 30 年度計画**○様々な行政課題に対応するための組織改編**

- 子ども・子育て支援新制度が開始したことに伴い、公私立保育所・幼稚園に関する事務については、事務の効率化、行政サービスの向上の観点から、市長、教育委員会それぞれが所掌すべき事務を整理し、窓口の一本化の必要性について検討する。

○効率的な執行体制の検討

- 本市職員の時間外勤務は年々増加しているが、傾向としては、従来から時間外勤務が多い特定の部署において業務増等の理由によりさらに時間外勤務が増えているという状況にある。
- 行政事務の執行や職員の健康管理上の支障が生じることも考えられることから、事務事業の見直しや ICT の活用等による事務処理の効率化を図るとともに、適正な定員の配置に努める。また、職員の体調不良等により意図しない欠員が生じた場合には、速やかな臨時職員の補充や、同一部課内での職員の流動など柔軟な対応が必要であるが、いずれも臨時的な対応であるため、不測の事態に対応できる定員管理のあり方について検討し、安定した行政サービスの提供体制の維持に努める。

平成 29 年度実績 (達成状況 : B)

○他団体との情報連携に係る取組

- 平成 29 年 11 月から情報提供ネットワークシステムの本格運用が開始され、全国の自治体間においてマイナンバーを用いた他団体との個人情報のやり取り（情報連携）が可能となった。これにより、申請や届出における添付書類の提出が不要となり、市民の各種手続きに係る負担が軽減された。また、他団体への郵送による照会事務が電子化されるなど、効率的な事務処理も可能となった。
- 各窓口において情報連携を適切に取り扱うことができるよう、その開始時期、情報連携の導入による事務手続きの見直し、運用上の留意点、市民への広報対応などについて、全庁的な周知を実施した。また、DV・虐待等被害者など、特に慎重な取扱いが求められるケースの対応については、関係課と調整のうえ、市としての取扱いの統一化を図った。

○独自利用事務の精査

- 市が独自にマイナンバーを利用することとしたマル福に関する事務について、妊産婦を除く小児、母子家庭の母子等、重度心身障害者については情報連携を実施することとしていたが、他団体の取組を参考に、妊産婦についても実施可能とするための手続きを行った。これにより、妊産婦に対するマル福についても、他の3区分と同様に情報連携を行うことが可能となり、市民の窓口での手続きに係る負担軽減が図られた。

○特定個人情報の安全管理に係る取組

- 前年に引き続き、関係課間において本市の個人情報保護に係る取組に関する課題の洗い出し作業、役割分担の検討を行ったが、安全管理体制の見直しや、必要な取扱いを定めるまでには至らなかった。そのため、職員向けの研修については、新任職員や人事異動により新たにマイナンバー利用事務を取り扱うこととなった職員などを対象とした、マイナンバー制度全般に関する基礎的内容の研修は実施したものの、特定個人情報を取り扱う全ての職員を対象とした安全管理に関する研修は実施することができなかった。

平成 30 年度計画

○他団体との情報連携に係る取組

- 関係法令の改正により、情報連携の対象となる事務や他団体から提供を受けることのできる情報が今後も拡大されていく見込みであることから、各窓口において不適切な取扱いが生じることのないよう、事務手続きの見直しや運用上の留意点について、庁内向けの周知・確認を行う。

- また、マイナンバー制度の活用については、業務の効率化だけでなく、市民の負担軽減及び利便性向上を図ることを目的としていることから、マイナンバー制度の利便性について、市民への周知を行う。

○**独自利用事務の精査**

- 社会保障・税・災害対策の分野において、市が独自にマイナンバーを活用することにより業務の効率化や市民の利便性向上に繋がる事務について、他団体の取組事例なども参考としながら精査し、当該事務の所管課と連携しながら活用に向けた検討を行う。

○**特定個人情報の安全管理に係る取組**

- 関係各課の役割分担により、安全管理体制の見直しや、必要な取扱いを定め、情報漏えい事案等の発生を未然に防ぐ為の取組を完了させる。
- また、特定個人情報の適正な取扱いを徹底するため、特定個人情報を取り扱う全ての担当者に対し、研修を実施する。

平成 29 年度実績 (達成状況 : A)

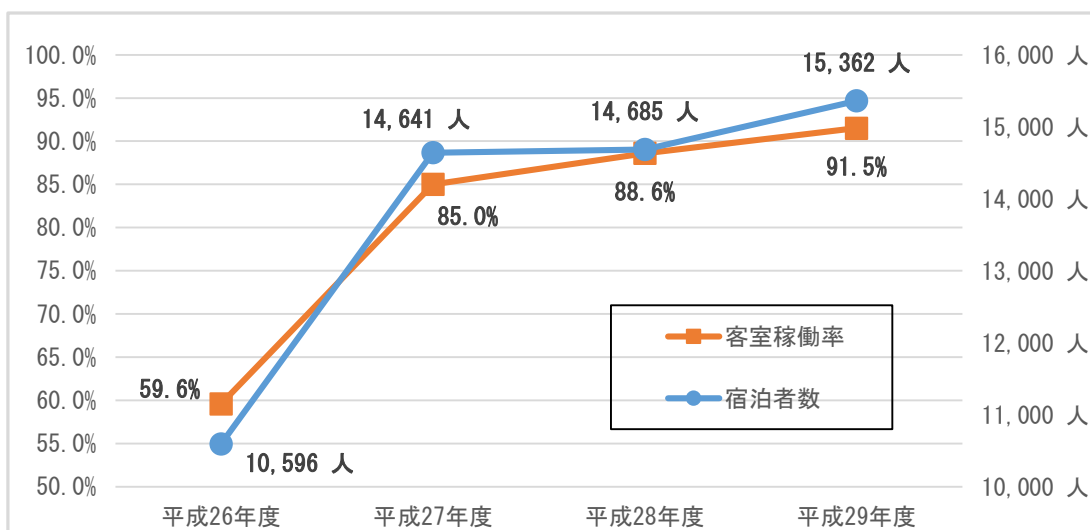
○指定管理者による取組

- ホテルニュー白亜紀については、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの向上や経費の削減を図ることを目的に指定管理者制度*を導入している。現在の指定管理者は株式会社オオシマフォーラム（本社所在地：栃木県那須郡那須町）であり、平成 27 年 4 月 1 日からホテルニュー白亜紀の管理を開始している。
- 指定管理者は、太平洋が一望できる景色や天然温泉、新鮮な海の幸を活かした料理をセールスポイントとし、インターネット等による効果的な広報により誘客を促進するとともに、質の高いサービス提供により高い口コミ評価を獲得し、客室稼働率を前年度の 88.6%から 91.5%へ向上させ、黒字額を約 480 万円から約 1,167 万円へ増加させた。平成 29 年度における全国のリゾートホテルの平均客室稼働率は 57.8%であり、非常に高い成果を挙げていることがわかる。
- また、地域貢献事業として、社会福祉協議会と連携し、高齢者サロンを対象とした無料送迎付きの日帰り温泉入浴プランを実施し、平成 29 年度は延べ 17 団体 448 名に利用された。さらに、宿泊客の回遊性向上のため、積極的に市内商工業に関する情報発信を行った。

【平成 29 年度ホテルニュー白亜紀利用者数】

宿泊者数	15,362 人	(前年度比 677 人増)
日帰り温泉利用者数	46,197 人	(前年度比 4,835 人増)
会議・宴会等利用者数	3,803 人	(前年度比 1,516 人増)
休憩棟利用者数	16,432 人	(前年度比 166 人増)

【宿泊者数及び客室稼働率の推移】



※指定管理者制度…住民の福祉を増進する目的で市が設置する公の施設について、これまで市や市の外郭団体に限られていた施設の管理主体を、民間事業者による管理を可能とすることで、民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図ることを目的とした制度。

○指定管理者に対する支援

- 市は、指定管理者に対して、市の観光データや特産品等に関する情報の提供、迅速な施設の修繕、社会福祉協議会との地域貢献事業に係る調整等のサポートを実施した。
- また、指定管理者制度の指定期間（平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間）の満了に伴い、平成 30 年度からの新たな指定管理者を公募し、指定管理予定者選定委員会における審査を経て、引き続き株式会社オオシマフォーラムを指定管理者として指定した。

平成 30 年度実施計画

○指定管理者による取組

- 指定管理者の提案に基づき、利用頻度が低い 2 階の会議室、休憩室、カラオケルームを指定管理者の費用負担により客室 6 部屋（総定員 27 名）に改修し、将来的な宿泊客及び収益の増加を図る。
- 地域貢献事業として、引き続き高齢者サロン等を対象とした無料送迎付き入浴プランを実施する。
- 宿泊者の市内回遊促進のため、市と連携し、市内商工業の情報発信を行う。

○指定管理者に対する支援

- 指定管理者に対して、観光データなど市が保有する情報を提供するほか、迅速な施設の修繕に努め、指定管理者と連携して施設利用者の増及び宿泊者の市内回遊促進に努める。

【目標値】

宿泊者数	12,069 人
日帰り温泉利用者数	47,582 人
会議・宴会等利用者数	2,594 人
休憩棟利用者数	16,924 人

※いずれも指定管理者が目標に掲げる数値（前年度比 3%増）

ただし、宿泊者数、会議・宴会等利用者数については、客室改修に伴い平成 31 年 1 月から 3 月まで休業予定であるため、平成 29 年 4 月から 12 月までの実績比の 3%増としている。

平成 29 年度実績（達成状況：B）

○ひたちなか市における土地区画整理事業の見直し

- 本市の土地区画整理事業については、地価の大幅な下落等による収支の悪化を背景に、全体事業費の抑制と事業の早期完結を目指し、基幹となる都市計画道路や通学路、雨水排水路などの公益性の高い施設の整備を優先して実施することを基本として、事業計画の見直しを行ってきた。

○事業見直しの終結に向けた取組

- 平成 28 年度までに、整備を行う優先度の高い順に、第 1 工区（第 1 期整備地区）と第 2 工区（第 2 期整備地区）のエリア分けを行い、それぞれの権利者（土地所有者等）を対象として、新たな換地設計案や整備スケジュールに関する説明会を実施し、意見や要望の集約を図ってきた。
- 平成 29 年度においては、平成 28 年度に実施した第 1 工区の権利者を対象とした個別説明会の意見等を反映した仮換地指定案を作成し、2 回目の個別説明会を実施した。
- 個別説明会において権利者との合意形成が図られたことから、事業見直し案を反映した事業計画書案等について国・県と協議を進めており、平成 30 年度に承認を得られる見込みである。

平成 30 年度実施計画

○事業見直しの終結に向けた取組

- 前年度から進めている事業計画書等について国や県との協議・調整を行い承認を得る。
- 事業見直しの計画に基づき、第 1 工区については仮換地の変更指定手続、第 2 工区については仮換地の指定取消手続を行うことで事業見直し業務を終結させる。

○事業見直し終結後の予定

- 見直し業務終結後については、佐和駅橋上化整備事業や東西自由通路整備事業が平成 34 年度に完了が予定されていることから、これにあわせて佐和駅東口交通広場の用地確保及びそこにアクセスする都市計画道路の整備を最優先に事業を進める。

【事業見直しの方針図】



平成 29 年度実績（達成状況：A 完了）

○事業見直しの終結

- 事業見直し後に国から補助金の交付を受けるために必要となる実施計画書については、平成 28 年度までに策定し、国・県と協議・調整を進め、平成 29 年 8 月に国から承認を得た。
- また、新規補助金や事業見直しの内容を反映した事業計画書についても茨城県知事から認可を受けることができたため、11 月に見直し後の事業計画に基づく仮換地変更指定通知を関係権利者に通知し、事業見直しを終結した。

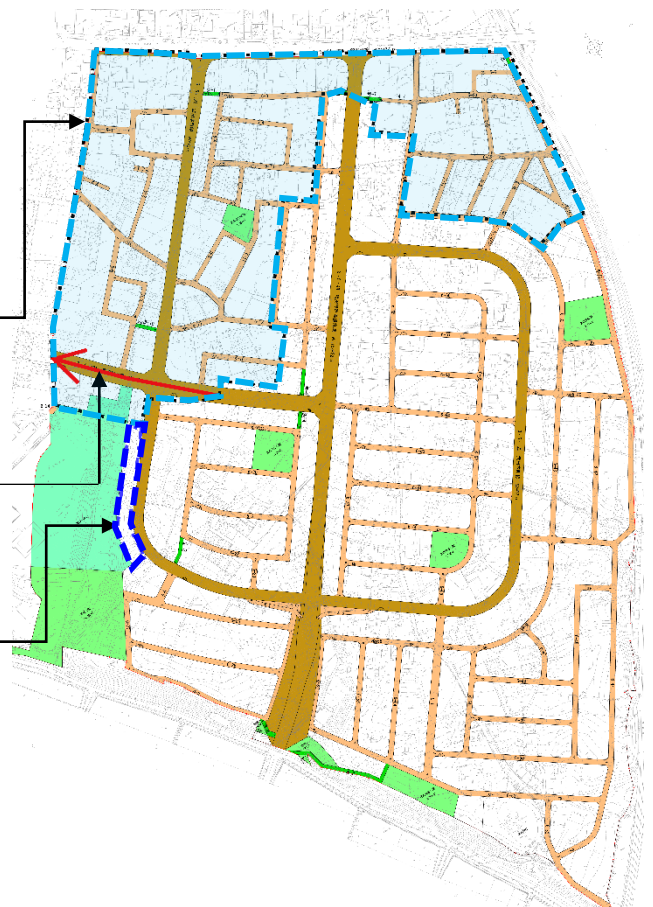
○事業見直しによる効果

- 見直し後の計画では、建物移転を減らすことなどにより工期や事業費を圧縮した。
- 見直しをしない場合では 36 年後の完了予定を、見直しにより約 15 年で事業を完了する計画とした。
- 見直し前の事業費は約 202 億円かかる見込みであったが、主に建物移転に係る補償費の縮減等により約 176 億円まで抑えることができ、約 26 億円の財政効果があった。

○見直し後の事業について

- 武田市毛線の低地帯の排水不良の改善及び堀口小学校への安全な通学路を確保するため、武田市毛線の整備に優先的に取り組む。また、計画的かつ早期に事業を進めるため建物移転先を堀口小学校予定地に集約し、土地造成を進めていく。

【見直し後の整備計画図】



見直しエリア

事業見直しを開始時点で未整備のエリアであり、現道を活かした街区形成を基本とした計画に見直した。

武田市毛線

堀口小学校の通学の安全確保のため優先的に整備する。

学校予定地変更エリア

当初、堀口小学校予定地として計画していた保留地等の形状を変更して、仮換地として利用する。

平成 29 年度実績（達成状況：A **完了**）

○事業見直しの終結

- 国・県から、事業計画及び実施計画を認可するにあたり、市の将来人口フレームに対する計画人口の考え方と本地区の整備の必要性について説明を求められ、事業の適正が認められたことから、2月23日付で事業計画変更の県知事認可を得た。このため、補助金を受ける事前協議に時間を要し、当該年度に予定していた仮換地変更指定通知が翌年度となったが、見直し業務は完了した。
- 雨水調整池については、一部流域の見直しや整備手法について細部の再検討を行った。

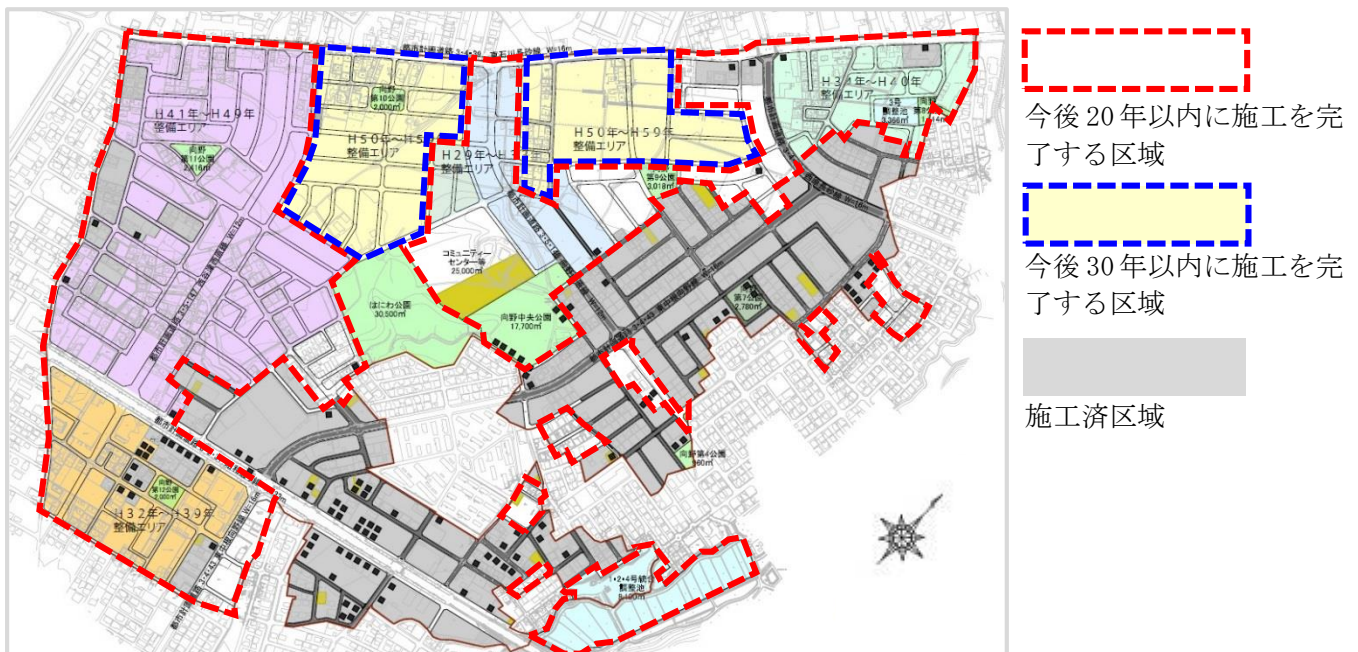
○事業見直しによる効果

- 見直し後の計画では、現道を活かした道路計画に変更したことにより、建物移転を減らすことで工事費や移転補償費を縮減した。また、地区内に点在する雨水調整池を集約化するように雨水排水計画を変更し、経済的・合理的な計画とした。
- 見直し前の整備完了は90年後の計画であったが、見直しにより、優先整備地区については約19年で事業を完了する計画となった。
- 見直し前の事業費は約240億円かかる見込みであったが、約120戸の建物移転の削減と雨水調整池の統合により約180億円まで抑えることができ、約60億円の財政効果があった。

○見直し後の事業について

- 見直し後は、地区内の中心部と西原地区とを結ぶ都市計画道路向野西原線を優先的に整備するとともに、公益性の高い幹線道路や公園などを含む区域を先行地区として概ね20年で整備し、その他の地区をその後の10年で整備する段階的施行により事業を効率的に進める。

【見直し後の整備計画図】



10 土地区画整理事業の見直し（阿字ヶ浦地区）

（都市整備部那珂湊地区土地区画整理事務所）

平成 29 年度実績（達成状況：B）

○個別説明会の実施

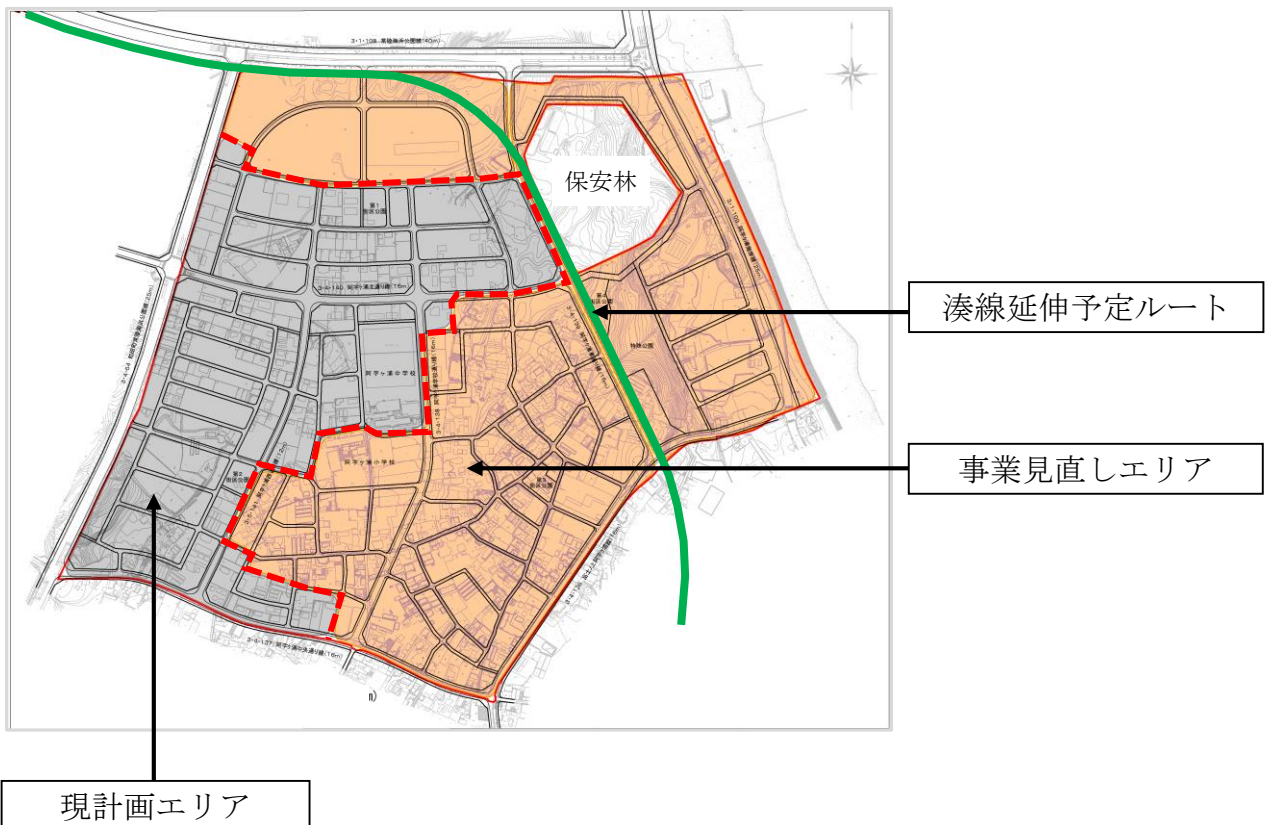
- 阿字ヶ浦地区は、事業が概ね進んでいる西側地区を現計画エリア、未着手の既存集落地区を事業見直しエリアに区分している。見直しが必要なエリアについては、事業費と施行期間を短縮する事業見直し案を策定し、平成 28 年に全体説明会を実施した。
- 平成 29 年度は、見直しエリアである集落地区においては、既存道路を活用した「やわらかい区画整理」に転換する計画について、関係権利者の個別説明会を実施した。
- 個別説明会は、権利者数が 200 人を超えることから、3 地区に分けて実施し、年度内に 2 地区の説明会を行った。また、湊線の延伸区画については、延伸ルート案をもとに影響があるエリアの権利者を対象に別途の個別説明会を実施したところ、概ね合意形成が図られた。

平成 30 年度実施計画

○事業見直しの終結に向けた取組

- 平成 30 年度は、前年度から行っている個別説明会を引き続き進め、仮換地の確定及び事業計画変更の手続きを行って、事業見直し業務を終結させる。
- 湊線の延伸ルートに係る家屋移転対象 4 件のうち 1 件の移転補償料の算定を行い、平成 34 年度までに用地の確保を図る。

【事業見直しの方針図】



11 土地区画整理事業の見直し（船窪地区）

（都市整備部那珂湊地区土地区画整理事務所）

平成 29 年度実績（達成状況：A 完了）

- 平成 29 年度は、仮換地変更指定を 9 月 29 日に行い見直し業務を終結させ、事業を再スタートした。また、都市計画道路和田町常陸海浜公園線の、湊線と南神敷台の区間の地盤改良工事が完了し、その後雨水幹線や、上下水道管の埋設工事を進めた。また、家屋移転については全体 25 件のうち 10 件の家屋移転補償契約が整った。

○事業見直しの終結

- 国から補助金の交付を受けるために必要な実施計画書は、平成 29 年 5 月に承認を得た。同時に事業計画書についても茨城県知事による認可を得たため、平成 29 年 9 月に計画に基づく仮換地の変更を行い、事業見直しを終結した。

○事業見直しによる効果

- 事業の見直しにより、和田町常陸海浜公園線の早期整備が可能となり、地域住民の避難路として期待されるとともに、おさかな市場周辺の交通渋滞の緩和も見込まれる。
- 見直し前の事業費は約 97 億円かかる見込みであったが、和田町常陸海浜公園線とひたちなか海浜鉄道湊線の立体交差から平面交差への見直しや、斜面地・軟弱地盤エリアを公園や緑地などへ見直したことにより約 61 億円まで抑えられ、約 36 億円の財政効果があった。

○見直し後の事業について

- 重要な避難路である和田町常陸海浜公園線の整備を最優先とし、2020 年 4 月の供用開始を目指して、平成 30 年度は 15 件の家屋移転補償を行うとともに、平成 31 年度は南神敷台から湊線付近までの道路整備工事を行う。

【見直し後の整備計画図】

土地利用計画見直しエリア

当初計画では住宅地として造成することを計画していたが、斜面であったり地盤が軟弱であるために造成工事に多額の費用がかかることから、緑地や公園などへ利用を見直したエリア。

和田町常陸海浜公園線

津波からの避難路となる重要な都市計画道路。最優先で整備することとし、2020 年 4 月の供用開始を目指す。

